

鉾山稼行とその周辺

——若狭、三光銅山の場合——

小葉田 淳

【要約】 若狭の三光銅山は近世後期産銅の減少した時代に開発され、しかも諸国銅山中で屈指の産銅があった珍しい鉾山の例である。はじめ小浜藩が直営しかかなりの産銅を見たにかかわらず休山した。そのおもな原因に周辺の村落に与えた煙害・銅水害の問題があった。

幕府は明和三（一七六七）年銅座を再興し銅についてすべての統制を強化し、産銅減少の状況下にあつて輸出御用銅の確保に努めた。御用銅は産銅高の約三分の二、ときにそれ以上の割合を占めて、主力銅山の秋田・南部・別子立川の産銅が充たされた。御用銅以外の余銅即ち地売銅は、年々の産銅状況や鑄銭用など臨時の大量需要ある場合など、相場が高騰した。銅山元元の銅生産費は著しく膨張し、幕府は御用銅買上に手当銀を増したりしたが、地売銅買上代価との較差は、しばしば顕著となり、地売銅の増産を計らねばならなかつた。最大の銅山業者である住友（泉屋）は稼行山の伊予別子銅山の産銅は御用銅に充用されて経営は順調でなく、藩営時代かなりの実績を示した三光銅山の再開発に熱意を示した。小浜藩は、かつての休山が公害問題にかかわつた事情から一応は再開発に慎重な態度をとりながら、藩財政の窮迫化につれ救済策を銅山開発と住友からの金融通に期待したのである。再開発に当たり公害に対し住友の対策は、明治以前において殆ど実施し得る限りの方法を示しており、開発とともにそれらが実行に移されることになる。三光銅山は地売方の銅山中で屈指の産銅を見たが、経営内容は悪化していった。鉾石の性状から尻銅製錬が大部分で精銅に吹くとき吹減が大きく、銅座の買上値段が安いこと、煙害防止のため夏秋の焼鉾を休止し製錬上の効率をいぢりしく低くしたことなど、その主な原因である。かくて経営は住友本家を離れてその支配人が引請け、支配人の死とともに小浜藩の直営に移つた。しかし鉾山事務や採鉾、製錬は殆ど住友経営以来の組織が、そのまま引継がれた。明治になると産銅状況はいよいよ悪くなり、政治体制の改変するともに休山となつた。

史林 五七巻一号 一九七四年一月

はじめに

三光銅山は若狭国大飯郡野尻村（現在の福井県大飯町野尻）において近世後期から明治初年にかけて稼行された銅山である。明治以後も数回にわたり試掘や採掘製錬が行なわれた。最初に掘られた銅山の基幹となった鉱坑を三光間歩というが、おそらくその間歩名から三光銅山を称したのであろう。三幸銅山と記す場合も多いし、また所在地にちなんで野尻銅山と呼ぶこともある。

三光銅山ははじめ小浜藩が御手山として直営したが休山して、七〇年余の後大阪の住友家によって再興されて明治初年まで稼行された。かなりの産銅があつて、幕末期では有数の銅山であつた。近世後期に開発されて、しかもこれだけの産銅を示した鉱山は稀有の例でもある。

小浜藩が産銅高ではかなりの好成績を見た同山を休山せざるを得なかつた主要な理由の一は煙害および銅水による被害のためであつた。しかし幕府においては銅座を通して、長崎輸出銅を確保する問題を含めて産銅政策を概して強く推進した。住友家においては銅山経営の一環として三光銅山開掘を希望する事情にもあつたが、それは幕府の産銅政策を背景として、さらに促進された。けれども小浜藩が銅山再興に踏み切つた根底には、殆ど破綻に瀕した同藩の財政難の救済策があつたといえる。住友家が銅山を再興するに当たつて、煙害・銅水害に対して当時代において考慮し実施し得る限りの、どのような対策をとつたかは注意される問題である。

三光銅山の沿革については殆ど世に知られるところがない。福井県史に簡単な記述があるほか、近年、山口久三氏が地元の史料によって、銅山稼行が地元の村落に与えた産業上の影響や公害の問題を述べている。^①自分は昭和四十六年五月大飯町に赴いて地元の文書を採集し、本年五月小浜市立図書館を訪ねて藩関係史料を渉猟したが、藩史料についてはさらに検討を要する。しかし三光銅山史料として主要なものは住友修史室所蔵の文献である。老大な同文献において、なお洩れ

たものも少なくないであろう。同山の詳細な報告が将来現われることもあろうが、自分としては一応一文をまとめておきたいと思うのである。

一 銅山開発と直営

明和年間に書かれた「稚狹考」に、野尻村の銅山は宝曆九（一七五九）年開かれ、今は男女二百人余も銅山に住むとある。^②当時の領主は小浜藩八代の酒井忠興である。ところが明和八（一七七二）歳卯五月間屋新介がしるした「野尻銅山覚」に、野尻銅山は「宝曆十辰年ヨリ初り候由」とある。^③実際に銅山の普請に着手したのは宝曆十年のことであろう。この覚によると、兩三年間中絶して宝曆十四年から本格的に着工することになり、御用人鹿野勘介・銅山世話人佐々久万蔵が管理に当たったとある。そして佐々から銅荷等輸送のため本郷において問屋を申し付けたいと告げられ、新介は野尻村六郎右衛門とともに五月に願書を差し出し、鹿野が銅山に出役し新介等は銅山御用の世話方を命ぜられたという。また生野銀山から柏村理兵衛が外財とともに来ているが、柏村は藩が招致した山師かと思われる。その頃、銅山役人として、奉行に土田安左衛門・武藤嘉十郎、下奉行に黒瀬徳助外四名の名が挙げられている。九月新介等を銅山へ呼び、銅荷の駄賃・船賃を指定した。

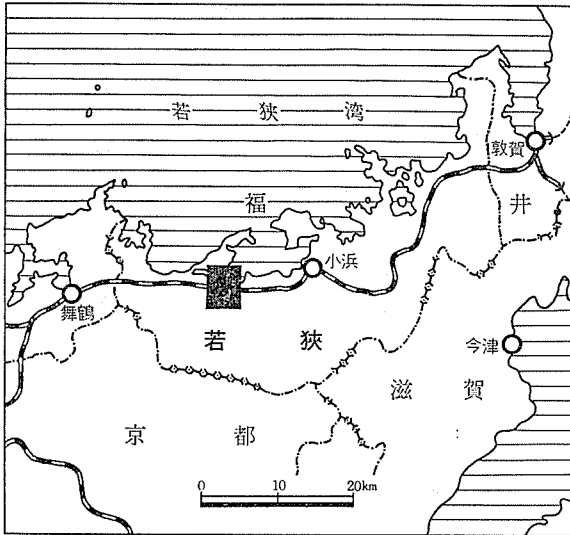
野尻から本郷まで駄賃 一駄につき 銀一匁

本郷から小浜まで船賃 一駄につき 銀一匁

翌明和二年十月になって新介等は銅荷を運ぶ伝馬を準備するよう命を受けた。そしてこの頃大坂四つ橋平右衛門町大塚屋甚右衛門悱の新次郎が手代等を連れてきて、鹿野が同道し銅山を訪れている。大塚屋は泉屋（住友）・大坂屋につづく有力な大坂銅吹屋仲間の人である。天保三年に大坂銅吹屋が、明和年間の三光銅山の出高を銅座へ照会し書き写した書類に、明和三年以後の出高を挙げ、その下部に大塚屋甚右衛門とらしてしている。^④これは大塚屋が三光銅を引き請けて銅座へ

売上げる取次人であったことを示している。即ち銅代銀に応ずる所定の口銀を与えられて、三光銅の取次を請負うたのである。

さて、宝暦十四（明和元年）三月泉屋の別家伝右衛門から三光銅山世話人佐々久満（万）蔵に「稼方大概書付」を送り届けている。^⑤これは同年二月御用人鹿野勘介から「若州大飯郡野尻村新山三幸銅山御開発ニ付」、泉屋に依頼するところがあったからであった。即ち銅山経営に豊富な経験と実績を有する泉屋に対し、また泉屋が酒井家に以前から金子調達等によって出入関係もあったところから、三光銅山の開発に当たって稼



行法の意見を尋ねたのである。「稼方大概書付」には、諸国鉱山の仕法は支配の方針に従って定められ一律には論ずるわけにはゆかぬとしながらも、大体の要領は泉屋の経営する別子銅山の稼方を簡略化して述べたところが多いのも当然といえる。先ず銅山支配人は器量人でなければならず、支配人の下に鉛石揚ケ座・吹床方・諸色稼人へ売渡し方があるが、その役頭は鉱山の功者で、また緻密な人柄でなければならぬとする。これを別子でいえば、鉛石揚ケ座以下はそれぞれ鋪方・吹方・勘場の諸役所に該当し、各役所には役頭が詰める。鋪方は鋪を管理し、役頭の下に鉛貫・鉛貫目帳方・山留等があり、坑木等の掛りもいるがこれは山留が兼帯する場合もある。吹方は製錬を取り扱い、役頭の下に吹大工や製錬用の焼木・吹炭の請け渡し、吹銅の貫目改め役等がある。勘場においては、米・味噌・酒・塩・

三光銅山の位置



一部の食品の販売のため少数の行商人が出入りする程度であった。「山内諸稼人入用品一切他所より買調候儀堅ク禁制

者から配給せられ、
殆どの諸品は経営
ることもよるが、
は高峻な山地であ
ることによるが、
渡される。別子で
を記入した通帳が
各人の名前・番号
されることが行な
の晦日に差引勘定
銀と、一般に月々
銀代、その他の稼
人においては賃銀
と、右の諸品売代
掘大工においては
活品や稼行用品を
油・鉄道具等の生

仕候、但魚鳥青物豆腐乾物之品へ山内出入之者相定置売申候事」と述べているが、三光銅山のように集落と殆ど接続している状況の下では、そのとおりの実施は困難かも知れぬ。出銅は一箇一六貫目につき入目百目を加えて荷作りし、山下げ・津出しのとき目方を掛け改めるが、駄賃・船賃は予め相対定めておかねばならぬ。

鉛に上中下があり、鉛買のとき素石を除いて貫目を改め、鉛一〇貫目につき銀一匁二、三分を上鉛値段とし、中下の鉛は適当に値下げする。鋪が深くなれば鉛値段を多少増すのは常法である。採鉱・吹方用の鉄道具は稼人が負担するもので、鍛冶小屋を建て鉄道具の鍛冶賃銀を定めておく必要がある。さらに吹大工・吹手子・水引・得歩引・碎女等から荷物中持等まで一切の稼人の賃銀定法、炭木山仕法、諸建造物等についても記述し、また銀切（素切・間切ともいう）の方法等も説明している。そして出銅を大坂の銅問屋へ送るのは口銀・蔵敷等のかかりものの出費多く、吹屋方へ直送するのがよいとも勧めている。大坂には諸国の銅についてそれを取次ぐ問屋があり、また銅吹屋への直送も行なわれていたが、銅代銀に應ずる口銀は銅問屋は三分、銅吹屋は一分五厘と定められていた。大塚屋が招かれたのは、この勧告に添ったためかも知れない。「稼方大概書付」は結語として、銅山経営には予想外の出費も多く殊に老山となれば失費がいちじるしく増すもので「最初より其御心得を以大坂相場荒銅百斤代銀百五六拾匁を的ニ被成、諸賃銀の御定法御立可被成候事」といい、採掘を急いで無計画な稼行を戒め、有望と見れば水抜・煙抜の普請も実施し、鋪内の鉛は何時でも採掘できることゆえ急に及ばぬと述べている。

三光銅山は明和八（一七七二）年五月休山するまで、小浜藩の御手山として稼行された。稼行の内容についてはよく分らぬが、藩から任命された奉行・下奉行が管理に当たり、生野から招かれた山師等が稼行の実際面を担当したであろう。稼人の賃銀・食料・採掘製錬等の諸資材等は藩から支給され、出銅は藩へ納められたと思われる。

諸坑の状況等については、休山直後の安永三（一七七三）年四月泉屋の別家泉屋半兵衛、同茂兵衛が、大坂の本家手代・別子の山留と同行し、御手山の山師の一人と推定される治郎右衛門が案内人となり、三光銅山を見分してその報告が

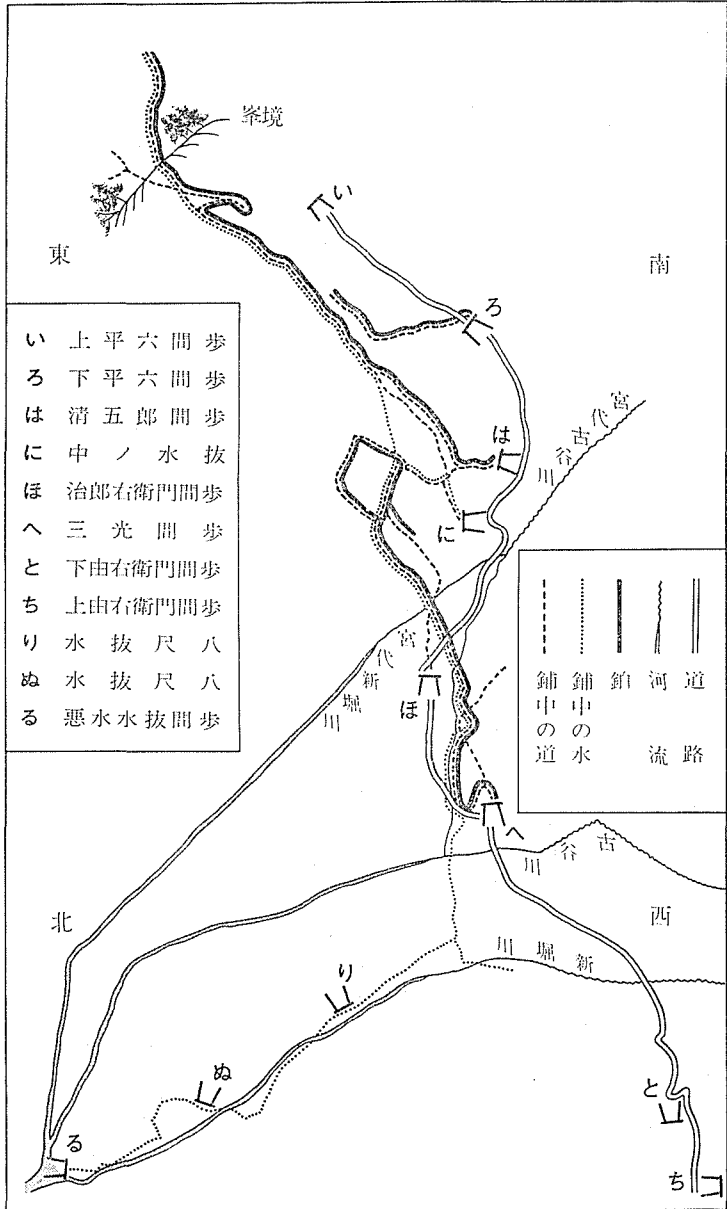
ある。また天保十二(二八四一)年八月住友家が同山を再開するに当たり、支配人と兵衛(秦氏)、鉾買慶蔵が調製した「三光銅山絵図」があって、坑の内外の状況が精密に描かれている。これは御手山時代の原図を基に、与兵衛等の調査を加えて作られたものであろう。明和八年の休山以後、放置されたままで、手を加えられた形跡もないから、この絵図は御手山時代の状況を忠実に描出しているものといえる。

安永二年の見分報告に、野尻村銅山は鉾脈が東西に走り焼ケ(露頭)幅は一尺ほどあり、即ち西端は野尻村寺ノ上から焼ケが東に向って峯を通り、さらに峯越しに鉾脈が現われているという。野尻村集落の西南、山の北麓に西広(光)寺という禅寺があり、その北側を寺ノ下と呼ぶから、寺ノ上は南側即ち寺背面の山地をいうのであろう。野尻川は北流して野尻村集落を過ぎて佐分利川に入り、ここから佐分利川は約二キロメートル半で小浜湾西部の小湾青戸入江の狭い江口に注ぐ。野尻川の浅い谷口から東西に山麓に沿い野尻村の民家が所在する。野尻川の谷口を三、四〇〇メートル南へ進むと、宮代(城)川の小流が東から流れて野尻川に落ち合う。野尻・宮代二川ともに近年改修工事が行なわれたが、御手山時代にも新川が掘られ、野尻川の新川は西方に山地寄りに掘られている。そして宮代川の御手山時代以前の古川筋はむしろ現在の川筋に該当しているようである。現在のこの両川の落合点から近距離に東南に、今は埋没している古舗が残っている。これが三光間歩坑口の跡であることは疑いない。見分報告には諸間歩名を挙げ、舗の高下の関係や鉾の状況等も説明している。西南部の上方と下方に由右衛門口(間歩)、谷の端に三光間歩、東谷の下部に治郎右衛門舗・清五郎舗、さらに東谷であるがその東方の下部と上部に平六口、惣谷の裾に大切をしるしている。舗・口というも間歩と同じで、由右衛門間歩・平六間歩には上下に二間歩があった。由右衛門・平六・清五郎等は、それぞれその名を負った間歩を普請した山師で、安永二年半兵衛等を案内した治郎右衛門は見分報告に下才(外財)と書いているが、前述したように山師で治郎右衛門舗を掘った当人に相違ない。鉾脈の東端は尾根を越えて大津呂川谷筋の斜面に及んだので、見分報告に峯越しに鉾筋が現われるというのは、その事実を指すのである。

三光銅山絵図

從三光間歩

天保の絵図に、三光間歩を基準とし、諸間歩の四ッ留口との間の明り道法即ち地表面の距離と高低の差を詳記している。



治郎右衛門間符迄^(歩) 明り道法 三拾四間 但此上り式丈六歩

清五郎間符迄 同 八拾五間 但此上り八丈四寸三歩

下平六間符迄 同 百七拾三間 但此上り拾三丈零尺四寸三分

上平六間符迄 同 貳百拾間半 但此上り貳拾四丈九尺四寸三歩

右四ヶ所宮代谷

下由右衛門間符迄 同 八拾間 但此上り七丈八寸

上由右衛門間符迄 同 百零間半 但此上り拾零丈貳寸

右貳ヶ所西寺山

西寺山とは現在には通称を西山といい、宮代谷方面は東山或は東宮代（城）と呼んでいる。西山には西一番坑と呼ばれる旧坑跡があつて、その上部に西二番坑の旧坑跡があり、西山の西側は即ち西広寺の裏山になる。これら旧坑は明治以後にも採掘されたが、西一番坑は下由右衛門間歩、西二番坑は上由右衛門間歩の跡に該当するものと思われる。絵図にはさらに行地即ち切り詰までの鋪内の距離等も詳しく注記している。三光・治郎右衛門・清五郎の諸間歩は鋪内で抜け合い、間歩の先端は峯境を越えて延びている。また中ノ水抜のほかにも大規模の水抜が切られ悪水水抜間歩と呼ばれ、その取明けの詰は峯境を越えていて延長三四〇間に及んだ。悪水水抜間歩口は野尻川新掘川と宮代川新掘川の落合点付近に開口している、現在も鉾泉宿付近に残っている旧疎水坑跡がそれに該当するものと思われる。

見分報告に、鉾の出銅分を列記して

三光本口 鉾一〇〇貫目につき 銅四三〇〇匁

治郎右衛門口 同 同九七〇〇匁

金林清五郎口 同 同九八〇〇匁

由右衛門口 同 同五〇〇〇匁
同五〇〇〇匁
六〇〇〇匁

平六口

同

同七七〇〇匁
七八〇〇匁

とし、清五郎口の龍頭りゅうとうの鉋は一〇〇貫目につき銅三四、五貫目という高品位の黒鉋であると付記している。製錬法は別子等で見られる当時の一般的な方法とはやや相違がある。ここでは生鉋一〇〇貫目は碎榊八杯に相当し薪木をもって焼釜で焼鉋するが、八杯を三吹にする。焼鉋三杯分を鉋吹床で炭をもって吹き溶かして鉋を採る。鉋を採ったあと、また焼鉋三杯分を吹き溶かし、からみ(鉋鏝)を除去して、そこへ先きに採った鉋の全部と、残りの焼鉋二杯分を加えて吹き溶かし鉋とする。この鉋を真吹きして荒銅とするが、鉋吹・真吹は一日で行なうという。別子等では焼鉋五〇〇貫目ほどが一仕舞の量で、これを鉋吹は五吹ほどとし、鉋吹によって鉋を採りそのあとに床尻銅が残り、鉋は真吹きして荒銅とするので、一仕舞の量に大小あることはともかく、製錬の過程がやや異っている。

見分報告にまた荒銅を大坂へ輸送する運賃を次のようにしている。

野尻より本郷まで 一駄につき駄賃 銀四匁五分

本郷より小浜まで 一丸につき船賃 一分ほど

小浜より熊川まで 一駄につき駄賃 米六升五合ほど

熊川より今津まで 同 六升一合五匁

今津より大津まで

大津より伏見まで 不明

伏見より大坂まで

これによって大坂までの輸送路が明かである。銅一丸は一六貫目、一駄は二丸であろう。

御手山時代の三光銅山の産銅状況はどうであろうか。明和三年に大坂銅会所を銅座として、諸国荒銅はすべて銅座に売上げられ、銅座から吹賃を与えられて大坂の吹屋が御用棹銅(輸出銅)や地売向き諸型銅に吹き、長崎廻銅も地売銅払下

げも銅座よりなされることになった。三光銅は大塚屋が取り次いで銅座へ売上げられた。即ち銅座から買上代銀が大塚屋へ下げ渡され、大塚屋は諸経費（運賃・水揚げ蔵入料・問屋口銀等）を控除して荷主即ちこの場合は藩へ支払うことになったと思われる。大塚屋は吹屋でもあるが、必ずしも三光銅を吹いたとは限らぬ。三光銅は御用銅ではなく地売銅に吹かれることになるが、吹屋へは銅座から所定の吹賃が与えられる。住友から文化六（一八〇九）年小浜藩京都屋敷留守居役へ提出した三光銅山稼方の願書に、野尻村銅山の先年の銅は大坂へ送られて住友が吹いたと述べている。さて明和三年以後銅座が買入れた三光銅高と代銀高は次のようである。^⑩

年次	買入銅高(斤)	代銀高(匁)	一〇〇斤につき値段(匁)
明和三	三七七七三・九	五九五〇五・八〇四	一五七・五三余
同 四	四〇六七九・九	六五四九四・六三九	一六一
同 五	一三〇一六四・九	二〇九五六五・四八九	一六一
同 六	二二六九一〇・四	三六五三二五・七四四	一六一
同 七	一八三九二七・八	二九六一二三・七五八	一六一
同 八	四八九四三・三	七八七九八・七一三	一六一

なお、明和六年には別に一八〇〇斤、代銀三貫二四〇匁を売上げている。

明和五、六、七年の買入銅高は長崎御用銅を分担することになっていた三銅山（秋田・南部・別子立川）は別格とし、それ以外の地売銅向き荒銅を売上げた諸国銅山中では、但馬生野・出羽永松に次ぐ額であった。それが明和八年五月休山したのは急のことのように思われる。見分報告にも「色体鍾七筋太夕、殊ニ急ニ相止メ候山ニテ未焼釜ニ鉛石モ夥、焚捨有之」と述べている。

休山に追い込まれた事情には、小浜藩はその頃財政難に陥っていて御手山として仕入に手詰りとなったことも考えられ

る。天保年間幕府巡検使に対する応答の趣意を示した記録に、「出方直しからず、雑用引合申さず、其迄村方にて其害のみ出来仕り候に付、其後明和八年休山に相成申候」とあるにも、それが示唆されるようである。^①しかし、ここにも述べられるように、農作物・山林及び漁業に対する煙害・銅水害の発生が休山の主要な原因となつたらしい。天保十一年三月住友の支配人泉屋源兵衛は、三光銅山の再興の交渉や銅山見分のため、小浜藩へ出張した。藩の御用人岩間五郎八は源兵衛を旅宿に訪れ、「先年休山相成候故障と申者種々有之」と語り、特に次の事項が休山の理由となつたとしている。^②

一、国産の油木数万本が煙害のため枯死したという。

一、野尻村近辺の田畑が銅水のため不毛となり、百姓の愁訴が続いた。

一、本郷の川筋、つまり野尻川から佐分利川へ銅水が流れて海に入るために、漁業に障害を与えた。草木魚類を害するとゆえ、人体にも影響があろう。

一、諸国から稼人が入り込み、遊芸流行して百姓の風俗を乱し国風を害した。農業を捨て銅山に入る百姓も出来て、本業の妨げともなつた。

一、休山後に鋪内を見分するに、龍頭が破損し上部から鉋が崩れ落ちている状態であるから、稼方を続ければ怪我人・死人がいかにほど出るか計り難い状況であると伝えている。

一、銅山は始めは歩付良好のようであつたが、深鋪となつて出費増加し損失が多くなつたと伝える。

御手山稼行において藩は煙害や銅水害に対する処置を、どのように採つたかは不明であるが、対策らしいものの形跡を見出し得ない。三光銅山の立地は諸国銅山の多くとは相違して、集落・耕地と至近の距離で稼行された。野尻村の集落から三、四〇〇メートルも浅い谷を進めば、野尻・宮代の両川の岸に焼釜が並んでいた。

また、藩としてはかなりの規模を持つ鉋山経営は初めての経験で、鍊達した業者の単独稼行とは事情が異り、諸国の稼人が流入混在して統制を欠き紊乱した生活が見られたように思われる。鋪内の保安状況の悪いことは、龍頭の鉋が割れて

落ちることが報告されていることで知られる。半兵衛等の見聞報告に、清五郎間歩の龍頭鉾は一〇〇貫目につき銅三四、五貫目の高品位の黒鉛であるとするが、鉾山では広く禁忌とされる龍頭の採掘すら手がけたのでないかと思う。一般に鉛の深くなるにつれ、諸経費は累積するが、稼方に計画性を欠いたことは経営の困難化をさらに促進したものと思われる。

注

- ① 「福井県史」第二編第二冊 四七六頁
山口久三「野尻銅山と地方産業」〔若越郷土研究〕一五の三、昭和四五年六月
- ② 板屋一助「雅談考」第七、この書に明和丁亥（四）年十月の序文がある。
- ③ 福井県大飯郡大飯町本郷 荒木政吉氏所蔵
- ④ 住友修史室には、住友家の一種の日記ともいうべき宝永以来の「年々帳」（宝永四年正月—明治十年三月）、一六番—一六冊、他に無番一冊のほか、「年々記」「諸用留」などと題記するものが数種あるが、四冊本の「年々記」天保三歳正月の条に見える。
- ⑤ 住友修史室所蔵「若州三幸銅山諸雜記納」と表記される包袋の中に収めた記録の一、以下、特記しない同室所蔵の史料は、この包袋中のもの。
- ⑥ 吹屋へ直送しても、吹屋が取り次いで銅座へ売上げることになるから、間屋口銀がかかるが、銅間屋の半分に定められている。宝曆三年から同五年までの、大塚屋甚右衛門の飛騨中洞銅山の荒銅仕切書を見ても明かである。（神岡鉾山史）七四頁）
- ⑦ 住友修史室所蔵「諸國銅山見分控」、元文四（一七三九）未年から文政十三（天保元、一八三〇）寅年まで、住友の奉公人・使用人によるおもに近畿以西の諸國銅山の見分報告を集成した記録。
縦三〇八cm 横一七六cm、「曲尺四歩ヲ以老間ニ準ス」とある。
- ⑧ 住友修史室所蔵「年々帳」十二番
- ⑨ 「大意書」巻四 明和三成年以来大坂地売銅御買入高并銅座にて売却方訳書、「年々記」天保三歳正月条の「銅座ニテ閉合候」三光出銅高も全く一致する。
- ⑩ 大飯町本郷 渡辺丈男氏所蔵 渡辺氏は代々源右衛門を称した。
- ⑪ 天保十一子年三月 源兵衛稿「若劔銅山掛合一件」

二 銅山再開への動き

文化六（一八〇九）年十一月に住友から三光銅山稼方の願書を小浜藩京都留守居役へ差し出した。それには、二〇年以前小浜城下の米屋植田勘左衛門の取次で住友の手代から同山稼方を願ひ出て退けられたが、他から出願あれば住友としては二〇年前出願の手前もあり、また年来金銭の用立など酒井家出入りの関係からも、外聞にもかかわると述べている。さらに翌十二月つづけて願書を差し出し、近年諸國の銅出方減じ、文化五年銅座は銅買上値段を増し増産を計り休山中の銅山

もしだいに再開される時節であつて、野尻村銅山稼方の免許の場合には任友に命ぜられたいとする。しかし留守居役からは、事情あつて何方から出願あるも銅山稼方は認められぬとし、もし将来再開することあれば、もとより任友を描いて他には許さぬという添状を付して差し戻された。^①二〇年以前勘左衛門の取次で出願したというのは、寛政二年二月勘左衛門からの連絡によつて、「先年半兵衛・茂兵衛等見分いたし仕当ニ掛り候様相見候場所ニ付」任友から人をやり再見分したところ、以前見分の結果と同様よほど良好な銅山なることを再確認したが、当時は藩は再開を認めぬ方針で、ただ勘左衛門がその間を斡旋に努めただけに終わった事実を指すのである。

小浜藩が三光銅山の再開を認めぬ姿勢を一応堅持しながら、やがて再開へと動いていくが、それには幕府の産銅政策の展開と、それを背景にして任友の銅山業者としての新銅山獲得の要請があつたのである。しかしそれと対応して小浜藩は財政窮迫打開の一途として強く銅山開発に希望をかけたのである。

明和三年幕府は銅座を再興し、諸国出銅を一手に買上げ賃吹させて、長崎御用銅の廻送とともに、地売銅は値段を公定し払い下げ、問屋口銀一分五厘と二分を地売銅の払下を受ける吹屋と仲買にそれぞれ与えた。当時長崎御用銅は秋田・南部・別子立川の三銅山の出銅をもつて当てることになっており、地売銅向き諸国荒銅の買上高は明和三年以来安永年間にかつ、一〇〇万斤—一八〇万斤で、買上値段は一〇〇斤について銀一四〇—一八〇匁で平均一五二—一六一匁ほどとなっている。諸国荒銅は銅座が大坂の吹屋中より命じた糺吹師によつて、銀垂り（灰吹銀の出方）や吹減の状態を改め、買上値段が定められた。明和三年の例では、荒銅一〇〇斤につき銀一四二匁余から一八八匁余と格差がある。殊に日向の土々呂銅や比平銅は、四〇匁から五〇匁という安値段であつて、これは吹減が多い結果である。^②

地売銅払下値段は一〇〇斤につき銀二一〇匁であつたが、やがて七匁を増し、その内二匁は吹賃増、荒銅買上の増分即ち山元への増分は代銀一〇〇匁につき一匁五分とし、残りを銅座の余利とした。しかし天明九（一七八九）年正月、諸国出銅が少なく地売銅に差支があり御用銅にも支障が起るとし、大坂の銅問屋・吹屋・仲買及び京都の仲買等を銅座へ集め、

荒銅買上値段一〇〇斤につき銀六匁を増すこととし、この増分は山元へ還元されることゆえ、早便で山元へ連絡するように指示した。この頃、地売銅向荒銅の買上高は三〇万斤余に過ぎず、また地売銅払下値段は一〇〇斤につき銀二三匁となるが、末端の商人間では四二〇―四六〇匁の高相場で取引されたという。寛政二(一七九〇)年五月銅座へ大坂の吹屋・仲買を呼び、御定値段以上に売買することを、きびしく禁止した。さらに同九年には地売銅の吹屋買受や仲買をやめて、銅座の直売とし、従って問屋口銀は廃止された。文化五(一八〇八)年二月荒銅買上値段を荒銅の性合によって一〇〇斤につき銀七、八匁から二〇匁増し、払下値段を二七匁増して二五〇匁とした。住友が三光銅山稼方の願書に、銅座が辰年値増によって産銅のための仕法を立てたというのはこの値段増を指している。文化八年さらに荒銅買上値段、地売銅払下値段ともに銀五〇匁を増した。これらの結果は山元の増産を促して、払下銅高に比べて買上荒銅高が増して銅座の囲銅が多くなり、銅座の買上代銀の支払が延滞した。同十四年に払下値段を三〇匁、翌文政元(一八一八)年また三〇匁値下げして二四〇匁としたが、買請人が少なく入札払に改めた。文政元年には荒銅買上値段も三〇匁下げて、文化十一十四の五ヶ年の諸銅山廻銅一ヶ年平均高を目当に買上げ、余分は次年に廻わすことにした。しかし地売銅入札払の値段はいっこう引き立たぬ。住友から銅座へ地売銅向荒銅買上代銀の立替高がすでに銀二〇〇貫目に及んだ。翌文政二年大坂西町奉行の家老朝比奈忠兵衛からその対策について意見を求められたに対し、住友本家一同評議の上で別家泉屋与三兵衛の名で銅座あて次のように答申している。

文政元年中の地売銅向荒銅の買上高は一、六九六、二六四斤二分これを真吹して一、五六〇、五六三斤となるが、このうち秋田銅五七五、七八七斤、熊沢(陸奥)銅三五、〇〇〇斤を御用銅に買上げ残りのうち一〇万斤は朝鮮輸出、一〇万斤は銅座の囲銅にあて、残り八〇万斤を四度に入札し臨時の売出を差し止めたならば入札値段も引き立つであろうと述べ、先月(五月)一五万斤入札して銀二七匁に落札されると即座に同値段をもってその上に一五万斤を落札人と二番札の者に仰せ渡されたが、このような無定見の落札仕法では相場は引き立たぬといっている^③。

文政元年の荒銅買上値段引下の後、荒銅の大坂廻着高はしだいに減少した。文政七年買上値段を銀二〇匁増し、さらに同九年七月からは銀三〇匁を加えて、先きに定めた五ヶ年の諸銅山の平均高にかかわらず、産銅はすべて買上けることにした。しかも廻銅が進まず、地売銅入札払値段は高騰している。文政九年以来の大坂において山田屋平七が落札した地売銅高・銅一〇〇斤についての落札値段は次のとおりである。

文政九、四、二九 吹銅三〇万斤 銀三四五・一八匁
 同 一〇、四、一 同 三〇万斤 同三三二・三三
 同 一〇、一、一 同 二〇万斤 同三五三・六三
 同 二、四、二五 同 三〇万斤 同三三七・六七

また、天保二（一八三二）年二月江戸で銅屋定七が落札した値段は三二六・七五匁と報告されている。天保二年八月銅座は五ヶ年間さらに買上値段を銀一〇匁増すとし、近年まで廻銅があったが現在は休山している肥後大河内銅山など六ヶ国銅山に対し、それぞれの銅問屋等から特に出銅に努めるように連絡させた。しかも廻銅はさらに進まず、地売銅向荒銅の大坂銅座へ廻わった分は

天保二 四八四、九九六斤一
 同 一三 六九〇、一〇三斤二
 同 一四 七〇八、六〇八斤六

であるが、天保十四年分には三光銅六四、八六〇斤が含まれることを注意したい。^④

長崎輸出の御用銅（棹銅）は延享三（一七四六）年御定高三一〇万斤と決まり、秋田・南部・別子立川の三山のほか吉岡・生野・多田銅等をもって銅座が買上げた。寛延三（一七五〇）年銅座廃止されて大坂に銅会所が設けられ、長崎会所から役人が出役して買上けることになった。宝曆四（一七五四）年秋田等の三山の出銅をもって当てることとなり、御定高は秋田

地 売 方 売 上 別 子 銅 (斤)

寛政	11	42,000	文化	13	110,200
	12	94,500		14	110,200
享和	1	149,600	文政	1	136,500
	2	148,000		2	110,200
	3	147,000		3	110,200
文化	1	42,000		4	107,100
	2	94,500		5	107,100
	3	68,200		6	107,100
	4	42,000		7	152,200
	5	147,000		8	5,200
	6	120,700	天保	4	41,300
	7	120,700		5	67,800
	8	147,000		6	67,800
	9	120,700		7	91,100
	10	147,000		8	99,100
	11	84,000			

一六五万、南部七三万斤、別子立川四二万斤翌宝曆五年から七二万斤とし計三一〇万斤である。これは棹銅計算であるから大坂へ送られる荒銅高では、吹減分が加算されることになる。もっともこのほかに、吉岡銅など多少の銅高が御用銅棹銅として買上げられている。しかし秋田・南部銅は御定高の廻送を円滑に廻送することが出来ず、秋田銅は明和元年から一〇〇万斤、南部銅は明和三年から六三万斤の御定高に減じた。しかし秋田銅は明和八年から四二五、〇〇〇斤を、南部銅は安永三（一七七四）年から四〇〇、〇〇〇斤を増した。秋田・南部銅ともにそのうち四〇万斤を地売向に廻わされたが、南部銅は天明四（一七八三）年から御定高七三万斤に戻り、同六年から七〇万斤に、寛政六（一七九四）年から五三万斤となり、秋田銅は寛政三年から六〇万斤となった。

御用銅の買上代銀は三銅山によって異なるが、別子立川銅は宝曆から明和初年にかけて一〇〇斤（棹銅）につき銀一三九匁四分八厘である。明和五年御定高七二万斤に対し銀七〇貫目の手当銀がつき、一〇〇斤につき一五八匁九分八厘となる。寛政十一年七二万斤のほか四万斤を売上げ、なおその余銅は地売銅に売上を願ひ、五ヶ年を期限とした。しかしこの余銅

の地売銅売上は期限ごとに出願して継続して許された。別子立川銅（荒銅）の寛政十一年以来の地売方売上高を表示しておく。

文化元（一八〇四）年銀六〇貫目の手当が増されたけれども、御用銅と地売銅向荒銅では売上代銀に大きな差がある。文政九年住友から地売方売上に比較して御用銅（棹銅）売上の損銀の大きいことを述べ、御用銅増売上分四万斤を地売方に廻わすことを願っているが、この損銀の計算は次表のようである。

表記中の買請米というのは元禄十五（一七〇二）年以来、別子銅山に対して伊予・讃岐・備中・備後等の幕領買米を六千石ほど年々払い下

別子銅地売方・棹銅売上値段（匁）（100斤＝ツキ）

別子荒銅地売方売上値段	236.6	179.6	
		10	地売銅10万斤以上ノトキ増銀分
		47	文政6より御手当増
別子棹銅売上値段	169.392	139.48	
		20.833	御手当銀150貫目定高72万斤＝割当高
		9.079	買請米2割安ヲ止メ代リニ銀69貫目ヲ支給 増売上銅4万斤ニ別段支給ナキニツキ76万斤ニ 割当高
	21.735	10.185	荒銅105斤ノ吹貨雑用、100斤＝ツキ9.7匁ノ割
		1.55	箱繩釘代（1箱分）
		10	吹減銅5斤代、元値段1斤＝ツキ2匁ノ糺リ 御用棹銅トナル荒銅100斤ノ正当銀＝当ル
残	147.651		

げ、一石につき銀五〇匁の定値段で一〇ヶ月延納としたが、新銀通用により享保六（一七二二）年頃から米の所相場に依じて値段の交渉が年々行なわれ、二割五分から三割程の割引相場でやはり一〇ヶ月延納となっている。しかし寛延元（二七四八）年頃から所相場の二割安と定められ、また立川銅山の合併によってほぼ八千石の買請米となったが、寛政以後は割引を改めて所相場に準ずるようになったのである。さて以上によって棹銅・地売方の売上について荒銅一〇〇斤につき銀八八匁九分四厘二毛の差があり、棹銅増売上四万斤について銀三五貫目余、寛政十一年以来一五ヶ年の増売上で銀五二七貫目余の損であるとしている。天保十二（一八四二）年別子棹銅一〇〇斤の天保七（一七九六）年五ヶ年の平均生産費は銀二五三匁五分三厘一毛とし、売上代銀は一七〇匁三分一厘三毛余に過ぎぬので、二二二匁程度に増加を銅座へ願ひ出ている。この御用銅代銀は一三九匁四分八厘と手当二〇匁八分三厘三毛に、文政十年から五ヶ年間、当時別子の涌水処理のため増手当として金一二〇〇兩ずつを与えたものを七二万斤に割当て銀一〇匁として加えたものである。天保十五年五月さらに御用銅代の増加を願ひ出て、明年（弘化元）から五ヶ年間、銀七〇貫目ずつの増手当を与えられることになったが、このとき天保七（一七九六）年一十一年の平均棹銅生産費二五三匁五分三厘一毛に対し、天保十二（一八四一）年のそれを二七四匁三分二毛とし、当時の棹銅売上代銀一七三匁六分六厘一毛であるから一〇〇斤につき一〇〇匁六分四厘一毛、御定高七二万斤では七二四貫六一五匁二分の損失になると計算している。

鉱山稼行とその周辺（小葉田）

木等の消費が多くて、その調達供給地はしだいに遠距離となる。また、小屋・吹床等の諸施設は別子では海拔一〇〇〇米を越える急斜地にあつて、毎年のように甚大な風水の被害があつた。これらの諸点を詳述することは省くが、その一、二を紹介しておく。

三銅山御用銅・地売方荒銅売値段（匁）（100斤ニツキ）

別子	定高	72万斤		
	御用銅	214.48	139.48	御定値段 75 弘化2より300貫目増手当、都合540貫目手当 吹滅、吹賃、箱繩釘代とも
地売銅	残	22.2		銅座買上正値段
	239.6	189.6	40	御定値段 手当銀 10 助成銀
秋田	定高	60万斤		
	御用銅	212.353	156.52	御買上値段
地売銅		240.6	33.333	1ケ年手当150貫目、別=嘉永3から5ケ年間、 1ケ年ノ別段増手当
			22.5	嘉永6より3ケ年間、1ケ年ノ別段増手当
			200.6	買上値段
			40	手当銀
南部	定高	53万斤		
	御用銅	213.78	139.48	御買上値段
地売銅		239.3	28.3	1ケ年手当150貫目
			22	嘉永3より5ケ年間、1ケ年ノ別段増手当
			24	嘉永6より3ケ年間、1ケ年ノ別段増手当
			199.3	買上値段
			40	手当銀

なお、一七三匁六分六厘一毛の代銀は、天保十四年から金一三〇〇兩の御手当が一五〇〇兩に増加し、棹銅一〇〇斤につき銀一三匁三分四厘八毛が割当てられて計上されている。なお、嘉永・安政頃の三銅山の御用銅・地売向荒銅の銅座売上値段を表示しておく。

秋田・南部御用銅代銀においても、吹滅・吹賃以下の経費が含まれるこというまでもない。安政以後、諸物価の変動と同様に銅値段も大きく騰貴するが、ここには述べない。

天保後半期に別子銅の生産費が極めて高く計算されていることを前に述べた。一般に鉱山では開発から年代を経ると稼場即ち採鉱場が深くなり、また鉱石の品位は低下し、金属の生産費は増加する。涌水に対する処理費がかさみ、しばしば休山に追い込まれる。別子のような大鉱山では坑木や炭木或は小屋

別子立川の露頭は銅山越を挟み、西北西から東南東の方向に現われ、鉾床の巾一五〇〇米、これが一枚の板状となって東北東の方向に六、七〇度の傾斜をもって深く地下へ続いている。別子本鋪の坑口である海拔一二〇〇米の飲東間歩口から最深の稼場までの鋪道の距離は、正徳頃には三〇〇間、宝曆頃には六〇〇間、文政頃には千間余の三角に達していたという。三角は現在の第三通洞海拔約七五〇米の水準に近いと聞く。稼人の鋪内出入も鉾石の搬出も、飲東間歩口より行なわれたのである。

切り詰、つまり最深の根戸の涌水に宝曆頃には一四〇丁余、天明頃には一五〇丁余の樋を継ぎ立て揚水して坑外に流出させていたと思われる。この頃別子側の涌水は海拔一、〇九五米の代々水抜から、立川側は海拔一、〇一二米余の寛永水抜から落した。立川側の都間歩等の水抜となっていた太平間歩とその下部にある寛永間歩とが安永五年に貫通したのである。天明七年になって別子本鋪内の中走という場所で寛永水抜との疏通が成功して、代々水抜から落した水を、寛永水抜から流すようになった。このため樋三八丁を減し得たという。天明六年に大きな涌水があり、翌七年水替費として銀二〇〇貫目を、寛政二年に同じく銀一〇〇貫目を幕府から拝借して排水に努め、また寛永水抜への疏水も効果をあげたと見え、しだいに増水分の湛水が減じ、享和頃には常水（常態の涌水）のみの排水に戻った。しかし住友では抜本的な涌水対策として、寛政四年に小足谷の海拔九一四米の線に大水抜工事に着手した。銀六〇〇貫目拝借を願ったが、同八年にいたり三〇〇貫目を許された。これは寛政水抜とよばれて完成したのは明治に入ってからである。文政八年三月、別子本鋪下り詰の稼場に急に大出水があった。天明の出水時代からこの時まで、三角まで掘り下っていて、樋四七丁が増加していたという。そしてこの大出水のため樋二八丁が水没した。幕府は文政十年から天保二年まで毎年金一二〇〇両ずつ御用銅代に増手当を与えることにしたが、天保二年八月住友からは増手当にもかかわらず、年々銀八、九〇貫目の欠損で、文政十二年は米価騰貴で一八〇貫目余、天保元年一二〇貫目余、本年も米高値で損銀過分の見込であると、秋田・南部銅は定高少なく地売方となる余銅多く、別子も南部銅同様五三万斤の定高とし余銅の地売方廻しを願い出ている。文政八年大出水の

ため出銅減少し、御用銅定高七二万斤はついに最後まで納めたが、天保三年まで地売方余銅を全く欠いたことも打撃であった。天保後期には銅の生産費がすこぶる高騰していることを前述した。買請米代銀の以前の有利な条件が失われたのみならず、天保年間には不作のため米価暴騰し諸物価も上昇したことも稼行をさらに困難とした。天保十三年御用銅定高四〇万斤に減少し、その余銅を地売方へ廻わし、御用銅代銀増加と稼方手当銀増加を願ひ、これが容れられずは休業するほかはないがそのときは稼人手当銀として銀五〇〇貫目の拝借を請うた。しかし幕府は翌十四年手当金一二〇〇両を一五〇〇両とするほかは、諸願及び休山は聞き届けがたいと却下し、住友の当主は自ら別子に赴き銅山継統のため諸事節約を旨とする仕法の改革を申し渡すことになった。

近世後期になると住友の主力稼行銅山の別子立川の経営は必ずしも順調ではなく、殊に文政・天保期には極めて困難な状況となった。長崎御用銅の御定高は苦心して減額することなく売上げたが、地売方の余銅を増すことが苦境を緩和する一方途でもあった。相当な産銅が期待され、しかも稼行上になるべく好条件の銅山の開発が望まれたのである。住友は寛政年間に越前の面谷銅山、文化十二年から備中の小泉銅山の経営にも当たったが、成功とはいえず、むしろ多額の出費に終わったのである。三光銅山は両度の見分の結果も有望と報告されており、御手山時代かなり産銅高を見た実績もあり、焼鉱や残鉱も放置されたままの状態であったから、その再開発に住友としては相当の期待を寄せたのも当然といえよう。

さて小浜藩は三光銅山休山以後、再開を堅く拒否してきたが、やがて再興に傾いてきたについては、その背景に藩財政の窮迫がある。小浜藩十代の藩主忠進は文化三年三月家督を継ぎ翌四年四月封に就いたが、財政の補足のため国産を奨励し絹織を興し小浜に会所を設け小浜町人に世話を命ずるなど努めたが、文政三年頃には上方年賦調達送済銀高は金二万両に達した。十一代忠順は文政十一年六月家督を継ぎ翌十二年入封したが、先代以来の藩の借財は三〇万両に及ぶを告知し、諸事にきびしい節約を命じた。十二代忠義は天保五年襲封、翌六年入封したが、先代忠順の末年から忠義時代にかけて、饑饉と物価暴騰によって小浜城下の打こわしや領内各地に一揆が続発した。天保十四年十一月忠義が京都所司代に任

じたことは、出費を増して藩財政はますます窮迫することになった。

住友は以前から小浜藩に対して有力な融資金となっていた。寛政元（一七八九）年三月藩の古い借用証文六通を小浜藩京都留守居役のもとへ差し出し、返済方を求めた。これは享保十五（一七二〇）年の元銀合計銀三三貫目の借用証文であるが、十月になって留守居役から国元は不作に加えて当春には火災があり返済できぬという添状を付して、借用証文を返している。文政六年には小浜藩は講を起こし、銀の調達を計画している。人数六〇人をもって一講とし、初年に一人が銀五貫目ずつ出し、翌年から一〇ケ年間に、毎年七朱利付で振廻をもつて返還していくと定めている。藩から銀五貫目利足年七朱、大津蔵米百石分の切手を引当とするという預り証文が渡された。住友には丁亥（文政十）十一月払いの百俵の米切手一一枚、二五俵の米切手二枚が残っており、合計四六〇石（四斗俵）となり、少なくとも四、五口の出銀をしたことが知られる。^⑤藩は三光銅山再興にはその後も一応慎重な態度を持したが、内実は銅山稼行による収入と住友からの借財に対する期待が強かった。そのことは再興をめぐる住友と藩との間の交渉の経過にも明瞭に看取される。^⑥

注

- ① 「年々帳」十一番 文化六年十一月及び十二月「泉屋吉次郎願書」
- ② 「大意書」巻四 明和三戌年以来大坂地売銅御買入高并銅座にて売捌方訳高に明和三十安永三年の地売銅買入高・代銀高・百斤につき買入値段平均がある。
- ③ 「別子銅山公用帳」一番 文政二年六月二十五日 泉屋与三兵衛申上書
- ④ 向山源太夫 「誠齋雜記」(七)甲辰雜記
- ⑤ 長崎市立博物館所蔵 「安政六年銅定高買手当銀書付」
- ⑥ 文政九四「杉山様差出候書付之内心得筆記」、杉山戸右衛門は大坂銅座詰、文政九年出水見分に別子に赴いた。
- ⑦ 「面谷銅山」(「若越郷土研究」六の三)、「備中小泉銅鉛山史について」(「高梁川」二〇号)
- ⑧ 「若州講五貫目懸証文并引当米切手十三枚仕法帳」
- ⑨ 本節は「年々帳」、「年々記」等によって述べるところが多いが、注記は省略する。

三 住友の銅山再興

天保十一年三月住友の支配人泉屋(鷹藁)源兵衛は、山留重右衛門・掘子彦四郎ほか一人を連れ、案内人丸屋半兵衛その下男二人と同道して小浜に赴いた^①。源兵衛からはかねて三光銅山稼方の件を申し入れており、藩では彼の若州出張を待ちその申分を聞くことになり、源兵衛は序をもって銅山の見分を意図したのである。十八日小浜着、産物会所木谷宅に入り、源兵衛は滞在中藩から賄を給与され、重右衛門等三人は別用件で訪れたこととし旅宿も別とした。二十日源兵衛は藩主に謁見し城内御作遠庭^{きんざんば}で酒肴を受け、二十一日御用人岩間五郎八・御勝手掛木戸権九郎の案内で船で本郷に赴き、郡奉行の案内で本郷船着場から一八町の距離にある銅山を見分した。重右衛門等を銅山に残し、源兵衛は上下村喜太夫(村松氏)宅に一泊し、木戸・岩間とともに小浜に戻った。同日岩間は源兵衛を訪ねて、藩の御手山を休山した事情を告げ(前述した)、源兵衛はこれに対して一応の所見を述べた。銅煙のため油木をはじめ近山近村の草木にいたるまで枯死したというに対して、よほど盛山となれば焼釜数十ヶ所となり銅煙による草木の被害も多くなるが、通常は近山にまで枯害が及ぶことはないとしている。銅水のため作毛できぬというに対して、塩浜の釜売を銅水に入れること、または海泥・海藻等を投入しても効果があるといっている。塩浜の釜売をまた塩釜の売物ともいっているが、それを銅水に入れるという意味は明らかでない。塩釜は鉄釜であるからその破砕したものを銅水中に入れ、硫酸銅分から銅分を還元沈澱することであるか。これによって確かに下流の鉾毒を減少させ得ると思うが、明治以前に銅山で鉄屑を利用する収銅が行なわれた形跡は現在のところ見当たらずである。しかしまた海泥・海藻も銅気の毒を消すとも説明している。源兵衛は、なお銅水流筋は年貢を何程か減免することが考えられ、その上支障あれば銅水を佐分利川に落さず、一八町の間に樋を作り流せば田畑を害せぬともいっている。銅水が海に注いで漁獵に障り、殊に佐分利川口は狭い入江に臨んでいて魚類が絶えるというに対して、場合により野尻の裏山へ水抜を掘るか、或は海辺に溜池を掘り銅水を流せば海に浸出しても砂出しとなっ

て毒気を除き得るとし、臨機応変の対策が考えられるとしている。他国者が入り込み風儀を乱すという危惧に対して、御手山のときは諸国からの来集人に稼方を命じたので無頼のものも入り込んだと思うが、別子では山内の掟もあり無頼者に入る余地はなく風儀の乱れは見られぬとし、住友の稼行する場合は別子銅山育ちのもので当たるところからその心配はないとした。休山後に崩落があり鋪内が危険であるように伝えるが、それは古くから鉱山で禁忌とされる龍頭鉋を切り取ったからだと思うれるといっている。先年御手山は仕当に合わず休山したというが、それは銅山経営に不馴れのためでもあろうし、吹方にも問題があり、買鉋でなく賃銀制としたのも採鉱の効率を低下させたなどの諸点を指摘している。

岩間はまた休山のとき領民に支障あることを藩から幕府へ届けており、いま問掘を届けるのは不都合とらないかというに對し、源兵衛は明和三年銅座が再興され寛政年中にも諸国出銅が進まず新山問掘等に努め少しでも多く銅を銅座へ売上げるように触れられ、三光銅山問掘にも届けの必要はないと思うと述べ、以前に藩が休山を届けた手前、不安心と思われるならば、住友が別子の出銅減り御用銅御定高を補充するため問掘を願ひ出たので許可したと届けられてよく、それも面倒なれば住友から届けても済むことであるといっている。

翌二十三日木戸の依頼で源兵衛は右の説明を一書に認め岩間の許へ持参し、二十四日に年寄岡新右衛門を訪ねて岩間・木戸列座の席で、右の一書の内容について質問に答え、また銅山運上等についても説明した。二十五日岩間は源兵衛に告げて、藩主に一書の内容を言上し国元では銅山再開にほほ傾いているが、江戸の家臣の考えもあり、隠居の忠順にも何う必要があり、住友で急がぬようであれば五月藩主は出府し岩間も供するから意見をまとめて帰国の途に直接大坂へ出て返答するといっている。岩間はまた若狭は一國領地で他国人の入国稼方は出来ぬ土地柄ゆえ、住友を家中とし用人の格式としてよいかと尋ね、源兵衛は他の大名屋敷でもその例があり時宜によって適當の取扱は差支ないと答えた。かくて源兵衛一行は二十七日小浜を立った。

木戸は四月十五日菟の書状で運上等について返書を求め、源兵衛は岩間あて次のように書き送った。一ヶ年一〇万斤の

出銅として

出来銅運上銀

一三貫目

銅一〇〇斤につき一三匁
私領銅山振合の運上

吹炭九万貫運上銀

四・五貫目

炭一〇貫目につき五分、領山の炭水を
行主が焼く場合、買炭のときは運上なし

以上の計一七貫五〇〇匁と計算し、下札をもって所在の住民に人足・牛馬駄送・樵・炭焼等の仕事を与え、また国産物が銅山内で売り捌かれ、藩札の通用が激増して国益になると述べている。次に野尻山・本郷浜・銅水流れ筋の諸税の欠損分補償とし一ヶ年金二〇〇両程度を上納する。一ヶ年一〇万斤の出銅とし、山入の人数三五人ほどとなり、盛山となれば人数は増すことになる。藩に差支なければ八月中旬頃から着手し、当年中は捨からみを少し吹き試み、その間に間歩口一ヶ所ほど取り明け鉾所を見届けたく、この程度の稼方であれば銅水も流れず、銅煙のかかる問題も起きぬとしている。また田畑・山林・漁業の損害について、小なるときは前述の補償金をもって藩が貢納を適当に減免されたく、もし予想外の損害を生じ領民の不利益となれば銅山稼方の中止をも考えられ、その場合の損害は住友から補償するともいつている。

藩主忠義は参府のため五月十九日小浜を立ち二十一日大津着、住友の当主友聞は源兵衛とともに同地へ赴いて忠義に謁見した。岩間は源兵衛に告げて、年寄岡新左衛門に先日の上書も渡してあり、岡は出坂し懇談した上で出府し、江戸屋敷の評定の結果を報告することになるといい、なお三光銅は多分の金を含むと在地のものが噂するが、それでは上知させられぬかとも尋ねている。源兵衛は明和六年三光銅二二万斤余が大坂へ送られ札吹の結果は銅一〇〇斤につき灰吹銀二匁七分五厘で、この程度では灰吹銀製錬費も出ず、出銀七匁以下は間吹物と称して銀絞りの対象とならず、三光銅は金はもとより銀気すら僅かであると答えた。岡は二十二日大坂に来て出府評定の心得のためということで源兵衛と談合し、金二〇〇両の年貢補償金は相当の金額だが、これは省きただ障りにならぬよう努めると書く方が好都合だと告げ、さらに銅山稼方を任かすとき、融通用立ててもらい得る金額を承知しておく方が、江戸の評定に好便であるといっている。金子調達に藩の切実な目標があったのである。これに対し源兵衛が渡した覚書には、(一)御屋敷内限り家臣の取扱をうける、(二)田畑・

山林・漁業の障りとならぬよう努め、藩の不利益筋が生じたら出来る限り補償する、(三)銅山稼方不首尾となり休山するとき、藩の損失とならぬよう処置する、(四)運上は前書状のとおり、(五)一〇ヶ年稼方を任せられたとき冥加金五千兩を上納すると認めた。岡は六月四日大坂を立て江戸へ下った。

十一月十四日岩間は出坂して、江戸においての三光銅山再開をめぐる評定の状況を報告し、金子調達によって藩財政を救援することが銅山再開へ導く有力な方法となることを示唆した。岩間によると、天保八年から七ヶ年半知借り上げて藩は借財返済の仕法を立てており、家中一統は困窮を極めている。それで格安の利足の金子用立か、または急場には何時でもいかほどの金子を引請けられるか、聞きたいというのである。なお、岩間は捨からみ、捨鉛八箇を持参し任友で糺吹をした。

三光銅山鉛 七六、八〇〇匁

この燃鉛 六九、八〇〇匁

床銅 一、二〇〇匁

平銅 二、六〇〇匁 出来鉞八、六〇〇匁から真吹

八〇〇匁 真吹床羽口鉄蓋鋸ゆり立、出銅

計荒銅 四、六〇〇匁

この荒銅から灰吹銀一匁三分と正からみ銅(抜銀銅)四、三六〇匁を得た。糺吹の結果は銀垂りは無いけれども歩合はかなり良好と判定された。源兵衛から藩の仕法補助に金五千兩程度まで用立て、また急場臨時の調達には年々の銅山仕送金の中から出金してもよいと告げられ、岩間は大いに喜び評定にも好都合であるとして、十二月四日帰国した。

年を越えて天保十二年三月岩間は源兵衛あての書状で、江戸・国表の評定一決し領民に対する論告がすみだいに出版して談合する旨を報じた。四月に岩間は御積方原田尉之助・京都留主居役嶋田小八郎とともに出版し、江戸御勘定所への

届書案を示して源兵衛の意見を求めた。案の内容は、野尻村銅山の先年休山の事情を述べて、近年藩財政が不如意のところ先年凶作のためさらに困難となり家中扶助もゆき届かず、銀主の一人住友から「銅座御用達相勤候ニ付、近来銅山方も無数候ニ付問堀之義相願出」たので先年休山の事情を告げたところ、支障なきよう対策を考えるということであり、また藩としては銀主との関係からも、捨からみ・捨鉋を吹かせ支障なき場所を試掘させ、その上で故障なくはしだいに採掘させて、若し先年のように損害起れば休山にするという趣意のものであった。源兵衛は予州御用銅補充のための稼方のように幕府が解釈すると御用銅値段によって買上げられ、地壳銅壳上に比べて値段違いとなるとし、この部分は削除するよう求めた。

酒井忠義から水野老中あてに、住友からの出願によって、三光銅山の捨からみを吹かせ、かつ差障なきよう手当させ試掘させる旨の届書を五月十日付で提出し、六月二十二日附札をもって伺いの旨を承知し、出銅のとき取扱方、稼方中止すればその段を、届けるよう指示があった。翌二十三日江戸詰の家臣から勘定奉行梶野良材に、水野老中への届けと指示のあった旨を届けている。^②

これより先き、三月に源兵衛から岩間あて返信に「自然不治リニ而ハ御政事之闇キにも相成候儀」となし、再開については領民を説得することが大切であるとしている。この月に大飯郡の銅山地元の一ヶ村の庄屋・惣百姓の名で、郡奉行・郷方奉行あて、三光銅山再開の反対と頑強な対策を述べて願書を差し出した。^③

これには銅山稼方が始まると山林・田畑・漁業に大害を及ぼし、かつ世間の噂に上知となると伝え、また風気の紊乱することは先年から伝聞するところで、大坂銀主方へ稼方委任とするならば、一ヶ村の田畑・山林等を藩が買上げ銀主から代金を上納させるように願いたいと述べている。そして一ヶ村持高は外高ともに約四〇〇〇石、産米高は約五二〇〇石このうち上納分を控除し作徳分は約二四〇〇石この代銀一五〇貫目、ほかに蠟実・桐実・樹木・菜物等の代銀五〇貫目で計二〇〇貫目、これを年利四歩廻しに見積り元銀五〇〇貫目、六三匁替えとして金七九、三六五両余と計算し、この

金子を下げ渡されて軒別に配分し渡世の元手としたいといい、また銅山用地以外は不用であろうから下作を命ぜられ免一つ物成の取立を願うなどともいっている。七月になって、郡方・郷方両役所から願書の趣意は取上げがたく下げ渡すこととし、銅水・煙かかり等を取り締まるはもとより、時々見分の上処置を講じ、風儀はきびしく申し付け、また先年銅山入用品が高値となったのは不都合なりとし、心得違いなきように諭示した^④。一ヶ村では領内の大社のくじを引いて、それに領主の意に任せよと出たので、これまでの反対の態度を改めたと伝える。

かくて幕府への届書、領民の対策も一応出来たので、議定取替の用意などのため、岩間等と源兵衛の間に次のような相談が持たれた。

- 一 住友当主出演して藩主・家老に挨拶すること。
- 一 岩間が銅山掛りとなり、時々銅山をも見廻わる。
- 一 銅山付の足軽二人を召抱え、炭木・米・酒・塩・味噌等の諸品購入方を藩から世話し、雇下人・運送等の賃銭値段につき不当なきように取計う。しかし稼主にとり不便があれば、諸品買入方の世話などは止める。
- 一 本郷庄屋源右衛門(渡辺氏)は手広く炭の販売をしており、銅山用炭木何ほどでも引受けを希望しているので、試みに同人から炭木を買受ける積りである。(後段参照)
- 一 九月頃入山の予定、秋作収獲もすんでおり、当面支障も起らぬであろう。人数三〇人ほどで妻子もつき、予州で使用のものを入山させるが、手不足から他国から召抱えるときも住友の銅山仕法によって詰めさせるし、もとより藩の掟を守らせる。

一 野尻山は村有ゆえ住友で買取るか藩が買上げねばならぬが、後者の場合は山手を上納する。前者の場合もいったん藩が買上げて払い下げることとし、このときは山手は不要となる。

一 本郷浜辺に銅鉛の倉を当分借りやがて建てる。銅山から運んだ銅を船積みし、諸色を銅山へ運送するため、役場を建

てる必要がある。

一 銅の船積に足軽が立会い箇数を改め、船賃は諸品との振合上ほぼ一箇(一六貫目)につき銀三匁四、五分と思われるが、藩が銅山・本郷間の駄賃・人足賃とともに定めてほしい。

一 水抜の銅水を川筋へ落さぬよう工夫するが、そのため一八町の距離を溝筋を掘るか、樋をかけるか、いずれかを考える。

七月九日付書状で岩間は、同日帰国した藩主が銅山のことを下問したことを告げ、源兵衛に入山のものを同道し早々に来るよう促がした。源兵衛は先ず予州から呼び寄せた与兵衛・松兵衛と大工武助を赴かし、そのうちに自分は当主とともに参る旨を返答した。与兵衛は別子銅山で炭方役所の役頭などを勤め当時元締となっており、三光銅山支配人となるのである。

八月二十一日住友甚兵衛(友聞)は源兵衛はじめ供者五人とともに大坂を立ち、やはり丸屋半兵衛の案内で二十五日小浜に着き産物会所木谷屋に入った。翌日甚兵衛次で源兵衛も藩主に目通りし、奥御水殿で酒肴を与えられ、藩主出座し甚兵衛へ手づから酌するという饗応ぶりであった。晦日源兵衛は銅山見分に行き、九月二日ともに小浜を立ち五日帰坂した。甚兵衛には従来の八人扶持に加増して一五人扶持を、源兵衛には新に五人扶持が与えられた。^⑤

九月予州から稼人二十七人が大坂へ登り、野尻村出身という藤助が付添うて、二十七日若狭へ立った。同じ頃に住友から銅座あて、野尻村の銅山で捨からみを問掘する計画であることを届けた。^⑥

以上三光銅山再開にいたるまでの経過について冗長な記述をしたが、これによっても住友の稼方に対する熱意のほどもさることながら、小浜藩が領民との関係に慎重な態度を装いつつも、財政上に期待すること強く積極的に再開へと動いてゆく実情が窺える。

甚兵衛出浜のとき藩と取替わした約定は、天保十五(弘化元)年五月に書付として再確認されている。^⑦

一 此度三光銅山願之通相任せ候間、銅山近郷之難儀筋無之様被取斗、稼方出情可被致候事
 一 銅山制札定法茂有之事故、却而稼人作法如何之儀無之様可被申付候、其上難捨置事故有之節者、此方存寄通取斗、追而申入候義茂可有之事

一 稼人被召抱候義時、此方江届ニ不及候間、宗旨人別帳ニ付郷方役場江相届候様、屹度可被付置候事

一 運上之儀出来銅凡拾万斤ニ付銀三拾貫目位之割合を以年々可被相納候、尤次第ニ鉋性宜相成候へば、猶又相増可被相納候事
 但出来銅舟積之節箇數相改、其高を以運上可被相納事

一 銅山矢木内建物地面年貢米之儀、年々拾九俵ツツ可被相納候間、其節代銀ニ而可被相納候、山手銀・畑物煙掛り補之義も年々模様見斗可申入候間、右同様可被相心得候事

一 銅出分宜相成候共国風指障候歟、田畑・山林・漁獵等格別差支候へば、何時相止候義可有之間、其節者痛ミケ条補方都而此方申入候通り可被取斗事

一 銅山稼方打任せ候ニ付、御家臣之御取扱ニ被仰付候上者、御上御勝手向御融通節十分可被力尽趣御女才有間鋪事
 但先年煙明ケ候跡故新ニ煙明候と者格別早能キ鉋石茂出候様相成事ニ候条、此上者人数被相増盛山候様早々被取斗、御為筋可被尽精力候、右様早々益方も有之事ニ相成候上者、御融通之儀格別ニ骨折可被相勤候、万一左も無之御手前稼ニ相成候方益筋ニ相見江候節者取斗方可有之候

一 野尻村銅煙ニ而痛之ケ条者夫々補方被取斗候事故聊安心ニ候、肝煎百姓共銅煙之中ニ住居為致候事故、老幼婦人致迷惑病氣等之節者、別而致難儀不便之事ニ候間、近郷之内ニ起地之場所所有之候間、替地普請被致、右難儀ニ及候義無之事ニ可被取斗候事

右之通及規定候所相違無之、為後証一札相渡置者也

天保十五年辰年五月

(番家老)
酒井伊織 在判
〇二一人署判

住友甚兵衛殿

同 万太郎殿

覚

一 此度三光銅山稼方御打任被成下候ニ付而者、以来御家臣被仰付難有奉存候、右ニ付弥御為第一奉存稼方相稼可申事
一 田畑・山林・漁猟等御差支ニ不相成様成丈ケ手宛可仕候、其上御不益筋相立候得者私力ニ及候丈ケ相弁渡来、御差支出来不仕候様取斗可仕候事

一 田畑・山林・漁猟等格別御差支ニ相成候歟、又者御国風ニ格別指障り之義御座候節、仮令銅出方宜過分ニ益御座候共、御差図次第早速相止メ可申事

一 銅出方存外ニ薄相止メ候次第ニおよび、其節御損失之ケ条而已相殘候様相成候得者、私引請御損失不相成様取斗可申事

一 山稼仕候者共居宅地面御高之儀ニ御座候得者、高役・村諸掛り物之分年々御差図次第上納可仕事

一 山手米年々御差図次第上納可仕事

一 出来銅ニ応シ御運上之儀ハ凡拾万斤ニ付銀三拾貫目斗之割合を以上納可仕積り御座候事

但銅之位ニ応シ右々茂相増上納可仕式、追々盛山増様次第可申上事

一 出来銅箇數舟積之節御改請、其員數を以御運上相納可申事

一 山稼仕候人数宗旨之儀者、予州々送り手形請取参り、野尻并近郷之寺院宗門帳ニ付可申事

但宗旨人別年々御改ヲ請、御国法相守可申事

一 山稼仕候人数万一手支え節殊ニ寄他国人相雇候共、御国法通り被仰付被下度、其節異儀申上間鋪候事

一 山稼仕候者勿論都而山江入候者共暮方入用之外、商内物舟積等相願申間鋪は勿論抜荷等ハ一切仕間鋪候、万一心得違もの出来仕候ハバ如何程ニも曲事ニ可被仰付候事

一 此度山稼御任被成下其上御家臣被仰付候ニ付、以来御上御勝手向御為相成候儀ハ、私方力一杯之御融通相勤可申事
右之通此度御規定仕候所相違無御座候、為後來一札差上候所、依而如件

天保十五年甲辰年五月

支配人
泉屋源兵衛

住友万太郎

住友甚兵衛

酒井伊織殿
○他一人宛名

注

下拾巻ケ村 庄屋惣百姓中連判願書」

① 源兵衛の若州出張の日程は「子年三月 源兵衛若劬出勤日記」に、

④ 右同 天保十二辛丑年七月 「郷方御役所・郡方御役所達」

また三光銅山再開までの藩との交渉等の経過は「天保十一年三月

⑤ 天保十二年八月二十一日 「源兵衛 若劬旅日記」

源兵衛稿 若劬銅山掛合一件」に詳記されている。

⑥ 「別子銅山公用帳」十三番 天保十二丑年九月 「住友甚兵衛若州

② 小浜市立図書館所蔵「忠禄公御代雑抄」、水野老中へ届書の文を収めている。

⑦ 「年々帳」十四番

③ 大飯町本郷 渡辺丈男氏所蔵 天保十二年辛丑三月 「大飯郡銅山

四 銅山稼行と環境の問題

三光銅山は天保十二年八月頃から操業の準備にかかったことであろう。別子から移った支配人と兵衛と鉋買啓（慶）蔵

稼 人 賃 銀（銀匁）

鋪方		給銀(月)	75 (定給銀60, 役人手子15)
山留・役人手子兼帯		買鉛	10貫目につき 1.2, 山切賃銀(日) 2
掘子(掘大工)		賃銀(日)	甲 1.5~1.3, 乙 1.1~0.9
鋪方平手子		賃銀(日)	1.6 (但, 仕事により甲乙あり)
日用		賃銀(日)	0.7 (但, 甲乙あり)
碎女			
吹方			
鉛吹	大工	賃銀	2.8 (2.58)
同	前手子	同	2.35(2.16)
同	手子	同	1.8 (1.62)
同	炭灰	同	1.65(1.71)
真吹	大工	同	2.75(2.53)
同	手子 2人	同	2.95(2.75)
同	炭灰	同	1.4 (1.22)
木方			
釜(焼釜)	大工	給銀(月)	50
同	手子	同	15

の手で銅山の詳細な絵図が調製され、それに天保十二年丑年八月開発と記載されている。
住友本家支配人佐右衛門（三木氏）は銅山稼人賃金を定めるなどのため、同年十月若州へ下向した。十一月十四日付で賃銀・諸色値段を規定表示し、「未山元仕成方急度見請候義も無之候間、以後品ニ寄諸賃銀増減可有之、其段相心得置可申事」と暫定的であることを注意している①。

これによると、三光銅山も小規模ながら別子銅山の組織に倣って、勘庭・鋪方・吹方・木方の諸部がある。勘庭は庶務および諸色販買を、鋪方は採鉦を、吹方は製錬を、木方は焼鉦を、それぞれ掌った②。銅山稼人の賃銀のおもなものは別表のようである。

鋪方の役人手子とは、支配人の補佐でここでは山留が兼帯したのである。鋪方道具のつち・のみは掘子持ちで、また玄能や孫入などは貸与されるが借賃を払わねばならぬ。のみは毎日鍛冶屋で焼くので、焼賃は追て定めるとある。山切は銀切と同じで、探鉦などのための坑道掘である。また「取明給銀鋪内式匁、明り遣い老匁八分」とあって、取明は崩落している鋪内を採鉦できるように工事することで鋪内取明は山切と賃銀は同額であるが、明り（坑外）は一割方安い。

吹方で（ ）内は別子の賃銀であるが、鋪方平手子の場合も別子で一匁二分―一匁を三分増し、九分―六分を二分増しており、吹方の場合も炭灰の六厘減のほかは増している。吹方で前手子と

いのは吹子差のことであろう。炭灰は吹床を作るに用いる炭灰をつくる夫である。吹方の鉋吹では別子の例では、ほぼ焼鉋五百貫を床一間について五回ほどに分けて一昼夜で吹く。これを五つ吹という。また鉋吹によって得た鉋は、百貫ほどを単位とし真吹床で一昼夜で真吹し荒銅を採るのである。以上をそれぞれ鉋吹・真吹の一仕舞とよんで稼人賃銀の基準とする。三光銅山では、焼鉋四百八十貫目、鉋吹給銀一二匁五厘とし、鉋百貫目定、真吹大工其外手子・炭灰給銀一〇匁五厘とし、これを一昼夜の仕事、即ち一仕舞と定めている。別表の鉋吹・真吹の大工・手子・炭灰賃銀の合計が、右の一仕舞分より少額であるのは一仕舞分より作業量を割引いて示したものと見える。

別子から移ったものに支配人と兵衛のほかは役頭の松兵衛と鉋買本役の啓（慶）蔵がある。松兵衛は天保十五年五月に半季給銀三八〇目を四〇〇目に、啓蔵は同じく一九〇目を二一〇目に加増された。なお、天保十四年十月には、以前別子に勤め暇を出されたいた彦四郎が再奉公を願って三光銅山へ配属された。

別子では山師家内と呼ばれる住友家奉公人と稼人即ち掘子・手子・吹大工・樋引などの現業人の区分がある。与兵衛・松兵衛、啓蔵等は奉公人である。これに対して稼人二七人が九月には別子から上坂して若州へ転じている。十一月の記録によると、山留常太郎、竈大工友三郎は前述したように給銀取となっているが、そのほか大工（吹大工）善右衛門悴民之助以下一七人について銀四〇匁一〇匁の賃銀（月）を定めている。彼等は鋪方・吹方の手子と見るべきであろう。

また、米・鯨油・醬油・味噌・塩・桐油・酢・酒・茶等の貸付物値段を定めているが、米は買入値段の石につき五匁増としている。なお、別子から移った稼人に対し、別子での貸付残銀および渡海の時取り替えた銀は一割を用捨して、月々三光銅山での賃銀中から適宜に差し引き勘定するとしている。

天保十三年七月十八日から九月八日までに次のような吹立が報告されている。

鉋吹 五九吹

床銅 三一八、一〇〇匁 一吹につき 五、三九一匁

出来鉾 一三四三、〇〇〇匁 二二、七六二匁

吹炭 八一四五、〇〇〇匁 同 一三八、〇五〇匁

銅(平銅) 四六七、〇六九匁 鉾一三四三、〇〇〇匁より

計 銅 七八七、一六九匁 一吹につき一三、三四七・七匁、此斤数八三斤三八

これは別子の歩付法によると六歩五厘に当たるとし、一吹にかかる入費は銀一四一匁四分七厘で内訳は(単位匁)

五七・六 焼 木 四〇荷

五五 鉨吹炭 一三八、〇五〇匁

三・八六 真吹炭 九、六〇〇匁

二五・〇一 運上銀 一〇〇斤につき三〇匁

となり、荒銅百斤では一七〇匁となる。これには製鍊費以外の買鉨代はじめ銅山経費は含まれておらず、大坂までの運賃もかかる。銅座の地売銅方荒銅の買上値段は諸国銅によって高低の差もはなはだしいが、ほぼ銀二三〇―二四の匁と見られる。そこでこの報告には「御運上銀過当之御定にて是所之愁ひものニ奉存候、予山之御運上と引くらべ見候時は百斤ニ付廿式匁だけ過分之御定(別子の運上は出銅百斤につき銀九匁余の計算となる)」と述べ、盛山となってようやく元がとれるほどで御運上の額は再考を要するといっている。この頃には次のような施設も出来た。

勘場 九間半ニ五間 蔵 四間ニ六間、細・米 稼人小屋 長小屋九軒 焼釜 七枚半 鉨石買入場 四間ニ五間、他に鑛五郎

吹屋 二軒、一軒は炭治 鉾入納屋 四尺 別小屋三軒 口ニ四間ニ五間の下金庭 鉨吹屋 二軒 真

また、人員は山中家内即ち支配人以下の奉公人が五人で、稼人として鋪掛り三八人、碎女かんなめ一二人、床前掛り・木方のもの一三人で合計六八人となっている。

さて前述の七月から九月にかけて吹き立てられた中には、捨からみをも含むらしい。捨からみといっても、これは藩の

稼行休止のとき採掘されてそのまま放置された鉛や焼鉛である。天保十三年二月小浜藩主酒井氏から水野老中あて、出銅あれば取計い方を届けるとした前年の届書の趣意に従って、先年掘ったときの捨からみを再吹きさせ、また試掘を命じたところ、両方とも少しずつ出銅があり大坂銅座へ差し出したいと述べている。同年九月住友から銅座役所あて、野尻村銅山稼ぎ捨てのからみを試吹し、また支障にならぬ場所を追々問掘いたしたき旨を届けているが、翌十月になって「捨からみの吹荒銅」二〇箇(二千斤)が廻着したことを報告し、捨からみ吹荒銅はこの度限りのことゆえ、見積りのうえ買上方を願ひ出ている。天保十三年度の銅座廻着の地売銅高の記録にも若州三幸捨銅二千斤と見える。

いっぽう鋪内の取明普請も進められた。天保十三年九月の報告では、清五郎坪から土鉛を少々採掘しているという。坪は鋪内の掘場のことで、清五郎間歩内に所在する。天保十三年八月の絵図によると、治郎右衛門間歩口から行地四八間、清五郎間歩口から行地二五間のところで両間歩が抜け合っている。この抜合場所の崩落したところを取明普請して、近く抜け合う見込であるが、今のところこの所以外に望みをかけ得る鉱脈はないようだという。また、見受けられるのは土鉛であって、その中で黒鉛と称するのは別子ではおはぐろ地と呼んで土鉛の上等なものに相当するようだと述べている。

天保十四年四月住友から銅座役所あてに、一昨年来問掘し少々の出銅分この節二五箇廻着し、糺吹を命ぜられたく、また銅山の取明普請等入費多く炭木等も高値で元値段も高くなっている関係もあり、一手吹に仰せ付けられたいと願ひ出ている。大坂銅吹屋惣代からも同様に住友の一手吹の願書を差し出した。また、三光銅山の廻銅を銅座へ売上げる取次人は末家で小浜藩から扶持を受けている老分日勤の泉屋(鷹藁)源兵衛に命ぜられたいと住友および源兵衛から大坂町奉行役所と銅座役所へ願書を提出した。売上取次人の件は五月はじめに聞き届けられ、住友の一手吹の件は六月江戸御勘定所の裁定を経て認められた。

三光銅の糺吹は五月九日住友の吹所において銅座・銀座諸役人立会の下に、二五箇二五〇〇斤の廻着銅のうちから二〇

弘化元、船積銅荷数・斤高

掛改月日	筒 数	斤 数
4, 15	700	69245.62
7, 16	300	29550.9
8, 18	200	19560
9, 18	250	24885.33
9, 25	250	24843.1
11, 20	500	49139
計	2200	217224.35

○斤について糺吹師大坂屋源七等三人が実施した。糺吹は精銅（御用銅・地壳銅）に吹き立てるときの吹減の量、南蛮吹による銀垂りの量を試験するので、その程度によって買上値段が定められた。また、諸国荒銅はたとえ手山（稼行山）のものであっても原則として銅座から吹屋仲間に割吹を命じたので、一手吹には吹屋仲間の同意と江戸への経伺による銅座の許可を要したのである。^⑦

天保十四年度の地壳銅廻着高とし、若州三幸銅六四八六〇斤とある。また天保十五（弘化元）年中に、本郷において船積するに当たって目方を掛け改めたと推定されるとき銅荷数・斤高は別表のようである。一筒は十五貫六、七百目から十六貫目までで、計約二二万斤に及んで、この産銅高は当時の諸国銅山中で屈指のものであった。

銅山の再開は地元の農村へ大きな影響を与えた。開坑の噂が伝わると、天保十二年六月に上下村の新助は、先年御手山時代に新助（父祖に当たると思われる）が銅荷運送の馬借御用を勤めた先例を引き馬借御用か川舟支配を、また分家の由兵衛は肴問屋・肴煮売を、それぞれ仰せ付けられたいと兩人連判で郡奉行・郷方代官あて願い出ている。このほかに上下村の分だけで

政右衛門（髪月代） 庄左衛門（新類一切・麵類一切・草履草鞋） 又市・安兵衛（肴屋一式） 喜兵次（茶・菓子一式） 善兵衛（瀬戸物一式） 安右衛門・孫右衛門（馬借）

の願書を差し出しているが、市場村・野尻村をはじめ諸村を合わせると各種営業の出願数はよほどの数に達したであろう。^⑧ 市場村の有力者の渡辺源右衛門は、天保十三年九月銅山と本郷方面との交通に人馬だけでは不足で、荷物が多く川舟一隻を願い出て聞き届けられ、川舟敷板用として高森山付近の八分枯れの松二本の払下を申請している。^⑨

天保十二年十月の「諸直段之控」には、貸附物値段書として米など九種の物価を定めているが、これは銅山の勘庭で販

売し貸付けることを予定している諸品についてであつて、相当な規模の鉱山であつて一稼行主の経営するところでは一般に見られた仕法である。弘化三年に郡奉行・郷方代官から藩の御用人へあてた報告の中に「銅山相初候節、都而銅山諸色入用之品直買と申義ハ不相成義」といつているが、ここで直買というのは藩が諸商品についてそれぞれ引請販売を免許した商人から購入せずして銅山が生産者などから直接に仕入れることである。右の報告には続いて「依而本郷村ニ而炭を初々種々入用之品物夫々仕訳銘々引受申付有之儀ニ候処」と述べている。前述したように上下村や市場村から多くのものが諸品の引請販売方を願ひ出ているが、かなりそれは免許されたのであろう。しかし、さらに右の報告には、銅山では高値だとか品質が悪いと称してこれら諸商人を排除して他から求めていると述べている。

銅山で消費する諸物中、重要品の一つは木炭である。別子では幕領の山地では炭運上を納て賃焼とし、藩領の山地では請負炭焼させたり購入したりしている。三光銅山では天保十二年七月の泉屋源兵衛から岩間あての書状にも、市場村源右衛門が手広く炭販売を営んでおり、銅山用炭の引請方を願ひ出ているから試みに引請けさせると見えている。これには源右衛門は地元の有力者であり關係を持たすことが、或は得策であらうという思わくもあつた。

市場村渡辺氏は源右衛門を代々名乗るが、明和八年五月藩營の三光銅山が休山し、六月に銅山納の残り炭一四三五俵を川上村の佐左衛門から引取り他国売払のことを願ひ出た。佐左衛門はそれまで銅山用炭を納めていて、前年の明和七年春に丹波の小和木村の山を炭山として買ひ付け、山代銀は源右衛門の口入で小浜の商人から借り入れた。しかし急の銅山休山によつて、残り炭の代銀だけでは借銀返済には不足した。小和木村の山は炭木が多く、佐左衛門は続けて炭を焼き、安永二年閏三月に源右衛門はその炭を引請け向う三ヶ年他国売の許可をさらに出願した。安永四年十一月に小浜の借銀がまだ残っているため、明年から二ヶ年続けて源右衛門が炭を引取り他国売のことを願ひ出ている。以上いずれも許されたが、他国売炭の俵数は郡奉行・郷方代官へ届けねばならなかつた。他国売の年期の最終年の安永六年十二月の報告によると、安永五、六年の焼炭は計二九五四俵、安永四年度に小和木炭山と源右衛門方に残存した炭は計九三九俵あり、安永五年に

九六〇俵、同六年に一〇一三俵を販売している。炭は越前・丹後の船に売った。

源右衛門はまた川上村産のころび（桐実）を引請けて、取引関係のある小浜の商人から川上村へ借入銀を世話して、ころび代銀と差引勘定をしていたが、年々ころびが減産して安永七、八年には減少いちじるしく、小浜商人への返済が困難となった。源右衛門は川上村庄屋等とも相談して同村奥山で炭を焼いて、源右衛門方へ送り届け、他国売の許可を願い出して、炭代銀を借銀の利足に充当し、ころびの増産を待つこととした。

寛政五年源右衛門は小屋炭（名田庄村小屋の焼炭）問屋株を小浜の高塚屋庄兵衛から銀五〇〇目で買い取り、市場村の市太夫とともに問屋を引請け他国売を行なった。小屋村は炭焼を重要な生業としたが、寛政十二年頃には炭の売れゆきが悪くなり、源右衛門は小屋の難渋人に米を貸与したり、年貢米などを仕送り立替えたりした。しかしその返済も出来ないで、市太夫と連名で丹波上村筋から炭の入荷を禁じて大飯郡内では兩人だけに炭の他国売問屋株を仰せ付けられたいと願い出て、その場合は運上銀一枚を上納するといっている^⑩。

三光銅山が再開されて、源右衛門は銅山納の炭を引請けることになった。弘化三年閏五月の郡奉行等から藩御用人あての報告に、源右衛門は約一万俵の炭を銅山へ運んだが、並炭で役に立たぬと拒否され損失少なくなかったとある。これは天保十四年のことらしい。また銅山では炭は多量を必要とするから引請人一人では不都合ゆえ二、三人に増したい心底であるが、源右衛門は最初から一人で引請けたからそれに反対しているとも書いている。しかし弘化二年には本郷の庄右衛門が三ツ谷炭を本郷浜へ揚げて銅山へ納めることを郡奉行等へ出願し聞き届けられたという。

なお、右の報告によると、当時焼鉾は夏季には休んでいて冬春に行なっていて堅炭払底のため焼鉾に差支えるので、銅山から他国炭直買を望み試みに二千俵ほど求めることを願い出たが、源右衛門から銅山直買はせぬという初めの約束を申し立てて訴え、郡奉行等も決定しかねていると見える。この頃のものと思われる源右衛門の願書が渡辺文書にある。

それによると、三年前（天保十四年）多量の炭を銅山の都合で請取ってもらえず、炭竈を止めるものが多く、白炭（堅炭）

が払底するようになったが、昨年から急に多量の炭の納入を求められ、種々苦心するが応じ切れぬ、それは世間に麻疹流行するに於いて石灰燐が付近に行なわれ、その方へ炭が向けられるためでもある、石灰燐は黒炭を用いるが、黒炭に比較して白炭燐は割が合わず値段にも問題があって、銅山用炭に余裕が出るまで石灰燐を禁止してほしいと述べている。^④

やはり同じ頃の源右衛門の願書に、名田庄の小倉畑村から上の在所は白炭のみを焼くよう命ぜられたく、そうでないと黒炭ばかり焼くといひ、白炭を値上して銀三匁二分とすれば黒と均衡がとれるとし、また小屋村は古来黒炭地売免許の村であるが、源右衛門から勧めても黒炭ばかり焼くので、白炭も焼かぬなら黒炭も差し留められたいと願ひ出ている。さらに野尻村の石灰は免許されているが、銅山から奥で焼くと炭の運び出しに容易なため銅山炭に支障を与えることになるから、銅山から下の地所で焼くよう仰せ付けられたいとも述べている。

藩の御手山時代に大きい問題となったものに煙害と銅水害がある。煙害は蒸籠即ち焼釜のとき発生する亜硫酸ガスによるものが主であつて、三光銅山では集落や耕作地に接近した谷地に焼籠が設けられたため被害を大きくしたようである。

また、坑内の水が野尻川に流れ、佐分利川に落合つて、流域の水田に被害を多く与えたであろう。しかもこれらの被害に對して藩は年貢等を多少減免したと伝えられるほかは、対策らしいものはなかったようである。

銅山下の村と呼ばれたものに、尾内・上下・市場・下藪・小堀・山田・芝崎・岡田(以上八ヶ村本郷組)・野尻・父子(佐分利組の内)・犬見(下藪の内)の一一ヶ村がある。明治十二年に上下・市場・下藪を併せて本郷村とし、同二十二年市町村制実施によつて、本郷と前述の八ヶ村をもつて本郷村を編成した。これらは佐分利川下流の狭隘な平地と、それに続く海辺に分布した集落で、犬見のみは青戸入江を隔てて本郷の対岸にある。

元禄十三(一七〇〇)年の指出では、一一ヶ村の石高合計は三八六石四斗二升、文化四(一八〇七)年の改めでは三九〇〇石三斗三升五合、天保五(一八三四)年の指出は三九四石三斗七升三合となつてゐる。^⑤天保十二年三月銅山下一一ヶ村の村役人・惣百姓連判の願書に「高凡四千石拾壹ヶ村持高但し外高共」とある。外高というのは慶長検地・寛文改めの以後

の新田である。これらの村では蠟実・桐実を産し、大根など野菜も栽培していて、山地の材木と合わせて、一ヶ年ほぼ銀五〇貫目の収入があると右の願書に述べている。近世において若狭では油や蠟燭が国産に数えられていたが、この油は桐実から製する桐油である。

天保十四年になって銅山操業がいよいよ本格化すると、煙害・銅水害の問題が再燃したようである。同十五年二月に本郷村惣百姓中惣代として村役人が連判して訴状を郡奉行・郷方代官あて差し出した。^⑤

それによると、銅山再開から二、三年で未だこれというめだった被害は起らぬが、煙かき銅水かきりの場所によっては、しだいに田畑に損害が出てくるようだといひ、蠟実の収獲に多少の差があり、稲作は刈上げるまではめだたぬとしても実入りが違うためか枳数が少ないとしている。特に困るのは銅山において稼仕事が多いため、請作人が田畑を戻し雇人・奉公人を求めても銅山稼へ廻わり人手がなく、地主は手余り地を抱えて難渋していると述べ、銅山からの距離に応じて年貢を下げていただくか、肥料代として銀を下給され、この銀で遠方から雇人等を求めたいといっている。

近世の鉾山では煙害や銅水害に対してもった対策を見ると、煙害については越前大野郡の銅鉛山では養蚕を守るため桑葉の成育を妨げぬよう夏季の製鍊を止めた例もある。銅水害のため開坑を中止したり、関係のある間歩を留めたりした例もある。或は備中の銅山のように水抜が完成し坑内水の流下に当たる村に補償金を与えた事実もある。また飛驒の銅鉛山で、付近の溪水を呑水としていたため別に溝を掘り坑水を流した事実もある。鉾山開掘の出願あれば、幕府や諸藩では地元を支障の有無を一応は糺すことが普通行なわれるが、地元では鉾山稼行による収入を積極的に考えるためか妨げはないと答申する場合が多い。

さて三光銅山の銅水の対策は、天保十一年三月、同十二年五月に泉屋源兵衛が藩役人と銅山再開の交渉中にも示されているが、それは野尻から本郷の海辺まで約一八町に樋を仕掛けるか溝を付けるかして海へ落すならば田畑の妨げには少しもならぬというのである。天保十三年九月に銅山の経過報告と所見を述べた中に

上下村年貢免除高

高持人	田地	分	米	引分の面積	引分の分米	備考							
与太郎 源喜同 同安新 同	上田 中田 上田 中々田 中田 中田 中々田 中田 中田	反 9 10	石 1.58 1.5 0.842 1.8 0.75 3.9 0.1 0.42 0.3 0.45	畝 5	歩 4 20 2 23 5 2 7 12 7 13	0.873 0.1 0.491 0.107 0.175 0.16 0.035 0.056 0.035 0.065	川成土手敷引 同 同 引 同 同 同 同 同 同						
								1	1	1	1	1	1
								5	8	3	2	2	2
								1	2	25	1	5	5
								2	6	20	1	2	2
								3	20	12	7	7	7
								3	2	7	12	12	12
								2	3	7	7	7	7
								2	3	7	7	7	7
								3	3	7	13	13	13

銀六八二匁九九

但 銅山より本郷迄悪水抜新堀川并ニ井溝堀或は戸樋橋入用 此新川筋凡

銀三二九九匁二

但 悪水抜堀川筋田畑潰れ候ニ付、百姓へ差遣候分、御役所へ渡

一〇三五匁 田持十五人

三二匁 作もの取荒候畠主四人へ

一五〇〇匁 本郷組へ

七〇〇匁 野尻村中へ

三〇匁 岡田村佐兵衛へ

この銅水を流すための堀・溝の工事が、天保十三年九月にはすでに上下村地内では着手されていたことは、同年の改めとして高二石九升七合が年貢割から除かれていることにより明らかであって、その内訳は別表のようである。この溝は現在はその跡を留めず、知る人も殆どない。溝の完工については、弘化三年閏五月郡奉行等から藩御用人あての書状に「当年々井溝堀銅水ヲ相除候事ニ御座候」と見え、弘化二年中にあつたようである。

煙害対策として弘化二年八月本郷組から夏土用から秋土用までの農作物成育期に煙をとめてほしいと訴願したようである。煙をとめるためには、蒸籠操業即ち焼釜を休止しなければならぬ。前掲の弘化三年五月の郡奉行等の書状に「全体右相治候（農民の反対を抑える）ニ付而へ銅水川別段ニ付、真夏土用之入々蒸籠為相止候約

東ニて年々煙為相止候事ニ御座候」とあって、藩役人は蒸籠休止の態度をとっており、この訴願は当然に聞き届けられた。弘化四年七月住友の支配人から銅山支配人あて書状に、当時鉛石が多量に持ち囲みとなっていることを述べているが、これは夏季は焼鉦せずに秋の終りから冬春にかけて焼くことになるからである。このために製鍊上効率ははなはだ悪くなるが、焼鉦の期間調整は後年まで遵守されている。

また、銅山引請の契約の一として、野尻山・本郷浜・銅水流筋の諸年貢の補償の名目で金二百両程度を年々藩へ上納することになっていた。油桐など銅山の下手にあたる場所で、枯木となるものは少なくなかった。それらには藩から多少の手当を支給したりした。

銅山稼行に対し最も強く迷惑であることを訴えたのは、小作地を所有する地主層であった。天保十五年二月の本郷組村役人の願書にもそれが述べられている。前掲の郡奉行等の書状には、野尻・柴崎両村では銅山で稼ぐため中農以下の百姓は暮しがよほど良くなっており、「中以上高持者山持之者共に迷惑致候者多」といっている。これは請作人も田を戻して雇人もなくなり、彼等はみな収入がよいため銅山へ稼ぎに出るからであるという。銅山では天保十三年秋頃には支配人以下稼人を合わせて約七〇人これに家族を加えると百人にもなるうが、そのほか近隣農村の日雇も数十人が働いたであろう。また、銅山で消費される諸品の販売や銅山・本郷浜間の諸品運送等に従事するものもあった。めだつた産業もない狭隘なこの地域では、銅山稼行が多数人に渡世の途を与えたことは事実であった。

注

- ① 天保十二年十一月「若州銅山諸色直段之控」
- ② 別子銅山の組織については、「別子銅山の発見と開発」（『泉屋叢考』第十三輯）一四二頁以下に見える。
- ③ 寅秋九月「若州銅山用談録」
- ④ 小浜市立図書館所蔵「忠祿公御代雜抄」
- ⑤⑦ 「年々御用留」十四番
- ⑥⑧ 向山源太夫 「誠齋雜記」(甲辰雜記)
- ⑨ 天保十五年四月 「若州三光銅掛目帳」
- ⑩ 山口久二氏が村松喜太夫所蔵文書について調査したところによる。
- ⑪ 渡辺丈男氏所蔵 天保十三壬寅年九月 「渡辺源右衛門願書」
- ⑫ 同 明和八辛卯年六月、同九辰十月十七日「源右衛門指上申」

一札、安永二己酉閏三月、安永四年乙未十一月十五日、安永八己亥十一月、享和三癸亥正月「源右衛門 奉願上口上之寛」等。

⑬ 父子、野尻の山で文政以来、父子の村民の手で石灰焼が行なわれた。

〔福井県大飯郡誌〕五八八頁

⑭ 「福井県史」第二冊附録 若狭國郷帳、「福井県大飯郡誌」五四〇

頁

⑮ 村松氏所蔵 天保十五甲辰年二月「大飯郡本郷村願主惣百姓中惣代

九か村庄屋組頭連判 奉願上口上之寛」

⑯ 同 天保十三壬寅九月日「銅水堀井溝帳 上下村」

⑰ 大飯町野尻の城谷岩太郎氏談によると、野尻川の佐分利川に落ちう

手前から佐分利川に沿うて溝があって、本郷の小学校付近で佐分利川

へ溝水を落したという。(昭和四十六年五月聴取 城谷氏は明治二十年生)

五 経営内容の悪化

弘化元年分の三光銅山産銅高は二二万斤に達したが、翌弘化二年分のそれについては明記された史料は見当たらず。しかし同年暮に小浜藩京都留守居役嶋田小八郎から住友あての書状に「当巳年分銅方運上銀」とし銀五七貫目を請取ったことが見えるから、産銅一〇万斤について銀三〇貫目の運上定から計算すると一九万斤の産銅高となる。

嘉永二年四月銅座は諸国銅の取次問屋二十名を呼び出して、諸国廻銅を増進するため嘉永元年から三ヶ年間荒銅百斤について手当銀四〇目ずつを与えることにしたが、なお出銅を促がすため右の手当以外に弘化三—嘉永元年三ヶ年出銅の銅座買上高の諸山の一ヶ年平均高を基準とし、それ以上に出銅売上げた分に対し当年から三ヶ年間は別段に荒銅百斤につき銀三〇目増をし、かつ出増の諸山の平均高に対しても荒銅百斤につき銀五匁増すると告げ、右の趣旨を山元へ連絡し山元からは売上高増をするよう出情する旨の請書を取寄せて差し出すことを命じた。よって取次問屋連判してその請書を銅座へ差し出している。さて弘化三—嘉永元年の「平均御目当」即ち平均一ヶ年銅座買上高は別表のようで、これは余銅即ち地売銅向の荒銅である。^①

三光銅山の産銅高は、地売銅向の銅山として屈指のものであったが、経営内容は良好とはいわれず、むしろ悪化していた。その理由として次の諸点が考えられる。

弘化3一嘉永元
1ヶ年平均銅座買上諸荒銅高

銅	山名	平均高(斤)
出羽	秋田	98740.6
備中	小泉	4136.7
撰津	多田	15457.1
同	多田院	26416.3
紀伊	貝岐	38496.3
越前	大野	133664.5
但馬	生野	10192
出羽	大切沢	106131
若狭	三幸(光)	114491.5
陸奥	乙富	2773.6
備中	吉岡	32910.3
紀伊	楊枝	77554.3
陸奥	盛岡(捨鑛)	32793.7

一 鉛の歩付が低く即ち鉦石の品位が落ちていった。荒銅の性合が悪く真吹し地売銅とするとき吹減が多くなり、灰吹銀の垂りも僅少である。このような荒銅は買上値段がよほど安くなる。

一 煙害防止のため夏土用入りから焼鉦を止めるため冬春に焼鉦することになり、鉛および焼鉦を多量に持ち囲み製鍊上の効率を低下させた。

一 焼鉦・鉛吹等に必要なる焼木・木炭について直買が少なく供給に円滑を欠くのみでなく、鉛性の関係もあって鉛吹の継続による尻(床)銅製鍊が

多くなり、鉦の真吹による平銅の製鍊ははなはだ少ない。そのため木炭の消費量が増大してその経費をはじめ雑費がかさみ、藩への運上銀も割高でまた作物等の被害に対し年貢補償の名目でかなり高額の金を藩へ納め入費がかかった。

以上の諸点については、以下の記述に逐次触れてゆくことにする。

弘化二年十一月、さらに翌三年閏五月、日勤老分佐右衛門が若狭へ出張して運上銀の減額を願い出て、この年から出銅一〇万斤につき銀三〇貫目の運上を二〇貫目に減額することになった。

さて佐右衛門の記録によると

焼竈 四一枚(七枚半) 鉛吹 五軒(二軒) 真吹 一軒(二軒)

とあり、天保十三年九月の報告()内に比べて焼竈・鉛吹は著増しており、真吹は二軒中の一軒は鍛冶細工場に流用していたが、そのままであったことが知られる。これは鉛吹による尻(床)銅製鍊が多く、鉦の真吹による平銅製鍊が僅かであったためである。これは銅山としては特殊な例で、一般には諸国出銅は平七分、床三分の割合といわれていた。

佐右衛門は閏五月十五日銅山へ着いて、十七日与兵衛等とともに鋪内を見分した。当時の主要な採鉦場と思われる清五郎鋪では、新に約一三間ほど奥へ銀切をして横番(掘大工)八人をもって採鉦していて、鍾巾は三尺から一尺あるが先き

が絶えているためさらに銀切普請中であり、また清五郎鋪内の上部坑に黒鉛があって横番七人が掘っていた。さらに中ノ水抜を見分したが、ここから入坑したところに次郎右衛門鉛所があって横番九人が採掘していた。十九日には佐右衛門は、従来の役務のほかに兼役や転役を次のように申し渡した。

勘場役後見、諸帳面下改、山中廻勤 松兵衛

鉛買本役、勘定場兼 啓藏

鉛買見習 佐兵衛

帳庭 仙藤

二十一日与兵衛とともに小浜へ出て、翌日御積方役原田厨之助を訪ね銅山方算考書と運上減の願書下書を届け、さらに原田と同道し御積方役湊吉五郎と産物会所に参会して、銅山経営について説明した。二十三日には産物会所で御用人山口治兵衛が佐右衛門に内談するところがあり、二十六日佐右衛門は小浜を立ち帰坂の途についた。山口の内談の内容は、天保十二年銅山再開にあたり金六千兩を住友から藩へ融通し月六朱の利足を払うことになっていたが、藩主が入京し（酒井忠義は天保十四年十一月京都所司代となる）支出が増していっそう財政難となったから利分だけでも容赦してほしいということであった^③。住友と藩の間に、同年から五ヶ年間利子をとらぬこととし、他方に銅山運上銀を出銅百斤について一〇匁を減ずるといふ約定が成り、十月山口から住友あてその内容の規定覚を送り届けている。

佐右衛門の出張に当たって与兵衛は稼方算考と所見を住友へ書き送っている。それによると銅歩付が良くならず損銀がかさみ、そのうえ掛役人から申分もあって苦慮していると述べ、旧冬から探鉱の銀切をし当年三月頃には良好の鉛もあらわれ掘らせたが、鍾巾が細くなり突切となって絶えるように見うけられるので、そのためさらに二〇間ほど銀切を試みる考えて四ヶ月ほどでそれは達成されるはずだが、そのうえ見込なければその節評議を願いたいとしている。この銀切は前述の佐右衛門の記録に見える清五郎鋪の工事のことである。また掛役人の申分とは郡奉行・郷方代官から御用人あて書状

に見える諸項、即ち銅山諸色直買の問題、特に源右衛門の木炭納入に関する請願や山林煙害についての山持人の処置などであろう^④。さて与兵衛の稼方算考によると、出銅百斤についての経費は銀二〇八匁四厘五毛、この内運上銀二〇匁が含まれ、これを控除した一八八匁四厘五毛が正味経費となるが、銅座買上の三光銅値段は床・平銅を平均して一七三匁九分二厘であるから、正味経費に対しすでに一四匁一分二厘五毛の不足となる。そこで経費を節減しなければならぬが、鉛石代・吹賃はその余地はなく

手代其外共遣銀、鋪内入用、普請其外御用之類 出銅百斤につき銀七四匁九分

焼木・炭・田畑痛(補償) 其外共 同銀六九匁四分三厘

これを、前者で二九匁九分六厘、後者で一分を節約し計三六匁九分三毛を捻出すれば、差引二二匁七分七厘八毛が残るとしている。

弘化三年十一月与兵衛は銅山開発からの勤務の功によって住友から本家支配人格にのぼせ豊助(赤峰氏)の次席に序せられ、このうえとも銅山仕法を勘弁し勘定たつよう精励を命ぜられた。しかし経営内容は改善されず、翌弘化四年六月老分政右衛門は若狭へ下り、七月一日銅山着五日まで諸帳簿の調査や鋪の内外を見分して帰坂した。さきの与兵衛の報告と今回の政右衛門の調査に基づいて、佐右衛門・豊助から与兵衛あて次のように申し送った。

一 探鉾と鉛石の有無善悪によって銅山の興廃が決定されるので、見込を付けた銀切の計画があるかどうか。
一 多量の鉛石を長期にわたり持ち囲み資金不融通となるので、現有の鉛石を吹きつくすまで、横番を予山(別子)へ差し向ける旨を評議し主人の許諾をえた。鉛石は約一ヶ年半吹立てる量がありそれが吹減るまで予州へ出稼させることとし、藩役所へもそれを申し入れること。

一 鋪稼人約六〇人在山というが、銀切の計画があれば必要人夫だけ残し、残りは予山へ差し向けること。

一 大坂廻着の三光銅は性合不良であるため、政右衛門に告げた与兵衛の意見として、当秋廻銅から山元で床尻銅をさら

に真吹し大坂へ登せ、大坂の吹所吹方と立会い吹滅・吹雑用を算考のうえで吹立法について談じたいとあり、その意見は尤もである。

そして以上の諸項についてはそれぞれに下札をもって所見を述べて返答してほしいといっている。さらに万一休山のときは藩に対し止むを得ぬ事情を了解させ故障なく引払いできるよう工夫しおかれたいとしている。これに対し、与兵衛は以下のように答えているが、この返書には、下札が付いていてこれは十月になって与兵衛が上坂し三光銅を立会い糺吹したときに書かれたものである。

一 昨年からの銀切（清五郎鋪）は四〇間ほど進み途中に鉋体のもの二ヶ所あらわれているが、鍾巾細く鍾筋が諸所に切れている。切詰から一〇間ほど手前で天井下に涌水し、換気も悪く螺旋灯の火が消えるため、銀切が進まぬ。換気の工事は人夫費が多いため、現在はしばらく銀切を中止している。そこで同鋪内の上鉋のあった場所である左本に切り下げることにし、ここは鍾巾二尺ほどあって鍾の模様も見込よいため、左本から跡向あとむき即ち手前の方へ廻り銀切すれば約二〇間で清五郎鋪内へ抜け合うはずである。秋に吹立立会のため上坂する頃までには銀切もできて、様子も逐一報告できると思う。

〔下札〕 右の鍾巾二尺ほどあらわれている場所、その下方は三、四尺に太くなりやがて上鉋の採掘も増し、十一月頃から吹方へ廻り鉋吹（真吹）もできて歩付も良くなるう。

一 稼人の予山差向けの件は早速実行しなければならぬが、彼等は近村の店で反物類や魚類など借金して出入りが起ころおそれがあり、藩役所の首尾も悪くなるから、出立には時間をかけ九、十月頃にもなると思われる。そのとき出立の人夫名前は、前もって調査報告する。

〔下札〕 七月頃から鋪内稼人一〇人ほど減ることになって、採掘鉋も減り持ち囲みの鉋もしだいに減ることになるうから、予山へ出稼に差し向けることは控えたい。

一 銅性不良のことは毎度承わるが、当秋の廻銅分を別段二度吹直し、大坂での精銅に真吹するとき立会いそのうえで相

談したい。それで政右衛門に話したことを聞き届けられ指示された委細は承知した。廻銅の大坂着岸のとき当山の吹大工を連れて登坂し万事相談したい。

〔下札〕 若州吹大工を連れて大坂で試吹したが良い精銅にはならぬ。やはり大坂で真吹大工の手で精銅とするほかはない。糺吹は十月二十八日行なわれて、与兵衛からその結果と銅山稼方についての意見が本家あて差し出された。

一平銅 二〇〇斤 此真吹(精)銅 一七九斤三七五

味物 一三斤一二五 右同 七斤八七五

計 一八七斤二五

吹減 一二斤七五(一〇〇斤につき六斤三七五)

吹銅までに減 一〇〇斤につき九斤二

一床銅 二〇〇斤 此真吹(精)銅 一四三斤一二五

味物 九斤五六二 右同 三斤八二五

間屑 三八斤一二五 右同 七斤六二五

計 一五四斤五七五

吹減 四五斤四(一〇〇斤につき二二斤七一二五)

吹銅までに減 一〇〇斤につき二五斤

味物というのは真吹のとき平・床銅ともに出来るもので、平銅二〇〇斤真吹に味物一三斤一二五これを六歩付として正味真吹銅七斤八七五と計算し、床銅二〇〇斤真吹に九斤五六二五これを四歩付として三斤八二五と計算している。また間屑は床銅真吹のとき三八斤一二五が出来て、これを二歩付とし正味真吹銅七斤六二五と計算している。また吹銅は地売用の型銅に吹いたものである。この糺吹の結果に基づき「登銅吹銅迄平均」として

平銅	二五斤	此減銅	二斤三	一〇〇斤につき九斤二
床銅	七五斤	同	一八斤七五	右同
合荒銅	一〇〇斤	同	二二斤	二五斤

としている。即ち当時の三光銅は床銅三、平銅一の割合の平均で大坂へ送られたのである。そして「御定法吹銅迄吹減十四斤二歩、差引残六斤八歩五厘減退」と述べているが、御定法吹減とは弘化元年二月の糺吹をいうのである。即ちそれに比べ六斤八歩吹減が増している。

さて与兵衛は右の糺吹の結果は収支償わず、かつ山元で製錬に苦心し木炭の消費も過分になるが、山元の諸施設も整い焼鉱の時節にもなっており、急には休山するのも残念であると述べ、当年中の仕込銀は登銅五〇〇丸（一丸は一〇〇斤）と追々に出来る銅を見くらべて支出してもらい、明年分はこの節少しは上鉋の場所の見当もついたので鉋吹によって平銅に吹き大坂廻着のうえ立会糺吹し受け渡したいとし、さらに山元吹立を出来るだけ工夫し精銅に仕上げることにし、いま一ヶ年は稼行を試みたいともいっている。^⑥

明和三年六月銅座の取立にあたり大坂の吹屋から糺吹について諸山荒銅定例書上を提出した。これは従来の諸山荒銅について一〇〇斤の真吹・南蛮吹による吹減・出灰吹銀・燃鉛（消費される鉛量）の定例をしるしたものである。これによると、三光銅は吹減が七斤五分となっていて、ほぼ諸山荒銅吹減の平均に近い。翌七月から新に「銅座御糺吹定例」が実施されて、年々の諸山荒銅一〇〇斤について吹減・出灰吹銀・出白目・燃鉛の糺吹の結果が報告されている。これが銅座買上の荒銅値段決定の基礎となるわけである。^⑦これを三光銅について見ると次のようになる。

	吹減(斤)	灰吹銀(匁)	燃鉛(斤)
明和六、六	五・二	二・七五五	七・八
天保一三、一〇	三光銅吹銅見積り紀州見取銅に准ず		

同	一四、五	一〇・六	三・四	八・八
同	同	一六・一		
弘化	一、二	一四・二		
嘉永	一、八	三一・一	(床銅)	
同	同	一〇・四		
同	三、六	三〇・八	(床銅)	
慶応	三、二	五八・一	(床銅)	

明和の藩營時代には吹滅も少なかったが、天保以来はそれが増加している。三光銅は床銅が大部分であって、その吹滅は特に大きい。出灰吹銀は微量で、弘化以後その報告を欠くのは、鉸り銀五匁以内は間(真)吹銅と称して一般に南蛮吹を行なわないからである。^⑤つまり鉸り銀五匁以内では差鉛代・吹賃にかかって値段引合わぬのである。

嘉永三年五月三光銅糺吹を命ぜられて、大坂屋又兵衛吹所において床銅二〇〇斤ずつ四〇〇斤を試みたが、真吹(精)銅とするまでに三三斤九歩余の吹滅があった。三光銅の取次人は泉屋源兵衛から末家日勤老分泉屋佐右衛門に代わっていたが、佐右衛門から銅座あて吹滅増加のため買上値段の引下げられることを心痛しているを述べ、当月廻着銅をもって再度の糺吹を願っている。そこで六月住友吹所で四〇〇斤を再度糺吹し二三斤三歩余の吹滅となった。それで住友から銅座へ三光銅は性合不良で不同あることを述べ、兩度の糺吹を平均して受け入れられること、さらに取次人と熟談の結果これまでと格別の吹滅の相違もないと思われるので定法とおりに据置き買上げただければ有難いと願っている。定法とは弘化元年の糺吹の吹滅である。

注

① 「年々記」 三冊本

② 明和元年甲申年極月十一日「諸国銅山惣括覚書」

③ 弘化三年壬五月「日勤佐右衛門 若州出勤日記路用扣、午年壬五月「若州表江山之勤之節山口様々佐右衛門へ御渡書入」

④ 午壬五月「香川六郎右衛門等書状」

⑤ 弘化四未五月「政右衛門 若州行道中記」

⑥ 未七月「赤峰豊助三木佐右衛門書状」、未七月「与兵衛書状」、未十

月「与兵衛書状」(若州銅山へ掛合住返書類)

⑦ 文政五年年「御用諸山銅吹留帳」

⑧ 「大意書」卷一(近世社会経済叢書)、天保十一年源兵衛は鉸り銀七匁以内は間吹物といっている。

六 支配人経営から藩経営へ

嘉永元年春住友から三光銅山の休山を藩へ願ひ出たが、掛り役人との間に折衝を重ねた結果は支配人与兵衛が銅山経営を住友本家から譲られて引請けることになった。

十月与兵衛は上坂し、翌月に本家から次のような申渡書を渡された。^①

(天保十二)

其許儀去ル丑年入山々已来種々尽精心稼方出精者致候得共、元来銅性不宜、稼続難出来、仍て当春御領主様へ休山之儀願上候処、御掛り御役人中色々御配慮被下、以後稼方其許へ相任せ候間、此旨相心得、御国法相守、聊篋略無之様可致、且出来銅相進、詰雜費減方等御掛江御相談申上、是迄損銀入合候様可取斗、御連上納方之儀者割方之積り御約定申候ニ付、都而稼益二つ割ニいたし、一分相納可申、其外方万事入念取斗可被申候

申 十一月

これに対し与兵衛から住友主人および老分あて、山元諸入用を出来る限り節約し、益筋立つよう精勤する旨の請書を提出している。翌十二月与兵衛は小浜へ下り、藩役所からは今回住友と相談し銅山を与兵衛が全面的に引請けることになって、藩・住友のためよきように規定書を取替わすことになったので、与兵衛に三人扶持を給し國中帯刀を許すと申し渡された。この取替規定書の内容は、酒井伊織等連判で住友吉次郎あて、この度藩・住友相對のうえ秦与兵衛が銅山を引請け、諸雜費を極力節約して損銀の分を埋め、そのうえ多少とも益銀が出る見込みとなれば、益銀は二分し一分を藩へ納めることを定めたもので、嘉永二年正月日付である。^②

三光銅山の経営を秦与兵衛に委譲した事情については、嘉永四年四月多田銀山内の大金間歩・喜利銅山の稼行を末家泉屋彦助に譲った経緯が参考される。彦助は住友下代として弘化元年十一月に大金間歩稼方を命ぜられたが、同三年六月までに仕入銀五〇貫目余が損銀となって、翌年四月住友から休山を指示した。しかし彦助は鋭意銀切の結果良好の採鉾場にあたり、損銀を埋合わせたうえ三六貫目ほどの利益をあげた。嘉永元年十二月には末家となり従前とおり多田詰めを命ぜられた。翌二年五月国崎村喜利銅山の取明けにかかり翌四年三月までに三〇貫目ほど入費を投じたが、出銅僅かで、多田院鉾の買入、吹屋二軒の借入れなどの計画も資金不融通のため困難であって住友からは休山を命じた。これに対し彦助はこれまでどおり当山を彦助に任せられ金子融通を工夫し買入鉾を計りたく、「御本家御名前茂休山之沙汰不相成、世間駄茂宜敷歟ニ奉存候」といい、鉾・白目・鉛・灰吹銀は従前のように本家吹屋方へ送り着岸しだい算用のうえ融通をうけたいと述べている。また取替銀の残りなどは当暮までに上納し、その他の取替銀は追々取立てしだい差し登せたいといっている。取替銀残りというのは主として彦助自身の借銀らしく、その他の取替銀というのは稼人等への前貸銀などを指すようである。さらに彦助は買入鉾吹立の益銀から冥加として年々銀五〇〇目ずつ上納し、また銀切の結果盛山となれば、これまでの損銀となっている元仕入銀のうちへ少々ずつでも返納したいと願っている。これに対し、本家では本家名前も休山ということにならず世間体もよいという彦助の意見に対し「御本家御名目にてハ以来入組候義出来候節面倒相懸候も難量候間、銀山役所向以来彦助へ相任せ、当家ハ一切構ひ不申候段以書付届上候」という意見であり、また冥加金上納の件は、銅山の諸品有物一切を彦助に与えたことなどに対応するものであろうが、本家ではそれに及ばぬという返答であった。^③住友からは同年七月多田銀山役所・銅座役所あて、彦助に別宅いたさせ山稼方は同人の手限りに稼ぎ、当方よりの仕送り稼方はともに休止したことを届けた。彦助は五月から大金間歩・喜利銅山を細々と稼ぎ嘉永五年三月に休山し、能勢郡名月銅山のうち字袋谷の普請にかかり、仕入銀に困って本家に対し金五〇両の拝借を願っている。文久元年四月頃には銅山稼方にもゆき詰って予州銅山またはその他へ再出勤を願って、これまでの拝借銀は一応そのままの形として預け銀

(末家を命ぜられたとき給与された家督銀八六〇〇目を本家に預けている)から三貫目の下げ渡しを求めている。

さて与兵衛は三光銅山を引請け自ら経営者となって、産銅増加に努め諸雑費を極力節約し、これまでの損銀を埋め合わせよう計るといふのは、本家からの仕入銀などの損銀を追々に返納するということであろう。また御連上納方は割方の積りで藩と約定したといふのは、経営の委譲とともに、住友・与兵衛の稼行期間に應じて出来銅一〇万斤につき銀二〇貫目の連上額を割付けることである。いずれの鉱山でも同様の仕法が実施されている。藩としては本家との関係においてその立場を認めたいうえで、そのうえ益銀あれば半分を上納させることにしたのであろう。しかし三光銅山が多田と相違する一つは、三光では与兵衛以下の住友の奉公人のほかに、別子から移した稼人をそのまま据え置かれている点である。多田は古くからの銀銅山で従来稼人が働き、彦助が支配した大金間歩も、以前に現地の藤四郎というものが住友から委嘱されて稼行していたもので、損失が多いため彦助が命を受けて引継いだのである。

嘉永三年の「若州三幸銅山詰手代中出勤年号席順」によると、与兵衛・慶蔵・彦四郎・佐兵衛・又助・徳右衛門・多蔵・勇助がしるされる。支配人と与兵衛の次席松兵衛は嘉永二年三月本家から呼ばれて上坂しており、このとき銅山を離れたらしい。佐兵衛は天保十五年から若州に勤務し、徳右衛門は天保十四年四月若州へ赴任し、弘化三年五月元服して子供名の勇蔵を改名し、多蔵は弘化三年五月若州行き、のち元服して同じく清助を改名したものと思われる。子供が元服すると手代となって給銀を与えられることになる。^④

しかるに銅山稼方の責任を負い苦勞してきた与兵衛は嘉永七(安政元)年正月に死没した。本家の調査によると、住友から銀六一貫六八二匁一分三厘の借財となっている。もっともこの内には「役前ニ而無抛取替口々捨リニ相成候向も多分有之」とあって、支配人の立場から給銀・賃銀或は購入品代の取替なども含まれているのであろう。与兵衛はそれらについて嘉永六年に精細な勘定帳を作製し、当年願い出る準備をしていた。与兵衛には幼少の子女も多く、本家では将来末家を命ずるとき支給されるはずの家督銀二一貫五〇〇目を特に給与し月三朱即ち一ヶ年七七四匁の利足を与えて預り、借財を

年々一七四匁ずつの年賦で返納させるようにした。^⑤

さて与兵衛の没後に、銅山は小浜藩の直営となったように思われる。そのことを明確に示している記録は見当たらず。しかし安政四年九月与兵衛に次ぐ地位にあった啓（慶）蔵は眼病の親類者を扶養し生活に困り、本家に対し銀三貫目の借用を願ひ出ているが、その中に「当時銅山方勘定向其外万事御出役方持ニ相成候ニ付、少々之融通も出来不申儀者不及申、甚勤苦敷」と述べている。その啓蔵は安政六年十一月に、小浜藩役人から住友へ大坂へ引取るよう連絡があったので上坂させ、跡役は彦四郎に命ぜられ、彦四郎が住友派遣の手代中の最上席となったのである。^⑥ 明治三年に銅山休止に当たって、彦四郎（菅沼氏）が本家との間に往復した数通の文書に次のように見える。

銅山には藩から任命された元締衆とよばれるものがあり経営に任じ、御用掛りとして若干名が出役して監督管理に当たったようである。銀山の運営事務や稼方には、これまでの住友の手代や稼人がそのまま引き継がれていた。彦四郎の書状に「近來莫大之御損失御座候得共、元々衆万事被執斗、私儀ハ敷中并敷稼人願事忝取次、政務之儀者少々も拘不申」と述べ、また「十ヶ年前西年迄、元々衆万事相談致呉候故、既ニ算当六ヶ敷相見候故、御用人迄相違、銅直増願ニ出坂仕、御余配ニ預り候義御座候得共、其后者敷方の之世話致、外之事者口入頼ト無用ニ致候様、出役衆被申、其義ヲ相守、今日ニ至、難渋仕候段御憐察可被下候」といっている。即ち文久元年以前は彦四郎は銅山経営についても相談に与ったので、収支償わぬように思い御用人へ申し出て銅代増値の願出のため上坂し、住友の世話にもなったこともあったが、文久以後は出役人から舗方にのみ専念するよう申し渡され、元締衆が万事経営に当たっているとある。この銅代増値の願出というのは、安政元年暮頃に住友の名で銅座役所へ対し、三光銅は鉍性悪く炭木はじめ諸色高値で引合わぬので年に金千兩ずつ助成を受ければ三〇万斤ずつ売上げのことを申し出たが、銅座から江戸御勘定所へ経伺の結果、翌二年四月金千兩の助成は成らず、当年から向う三ヶ年間請負高三〇万斤ずつ売上の責任を果せば、荒銅一〇〇斤につき別段手当銀一〇匁ずつ増給することを許されたのである。安政五年暮にはまた住友の名で、安政四年以来は三〇万斤売上はとても困難であるが、

以前とおりに手当増給があれば一ヶ年二〇万斤ずつ売上げると申し出た。これに対し当年から三ヶ年二〇万斤ずつの売上を請負えば、荒銅一〇〇斤につき銀七匁ずつ手当を増給すると答えている。以上兩度とも諸山出銅の状況によって年限中でも手当増給を中止することもあると条件を付しており、住友から銅座役所へ請書を差し出している。なお文久二年四月にも住友の名で出銅高にかかわらず荒銅一〇〇斤について銀五〇匁の手当増給を願ひ出て、銅座役所から前年分から五ヶ年間は銀一〇匁ずつ手当を与えると言われ、やはり請書を差し出した。^⑦

藩営下の銅山では住友所屬の手代・稼人がそのまま藩の雇用使役人の形となったわけであるが、明治三年休山の処置が行なわれる過程でなお稼人若干名が残存しており、藩は当時雇足輕の資格のもの百人ほどを整理して暇を出した。「銅山方相勤候」もの即ち住友奉公人の銅山勤務者もその中に含まれている。彼等は雇足輕の資格を付与されていたのである。右の百人は新に職業につくまで藩から捨扶持一人ずつを給与するということが、銅山方の残務に若干名はなお従事するものがあり、彦四郎の記述では残務勤人には都合二人扶持が給与されようといえる。

三光銅山の藩直営の切替えの時期は明確でないが、おそらく与兵衛の死没を機会に行なわれたものと思われる。銅山経営の内実は与兵衛の時代も好転しなかった。住友が少なくとも表面からの稼行を辞退したのもそのためである。しかも小浜藩はなお銅山に期待するところがあつたらしく、あえて経営に乗り出したのである。これについては銅山経営について、民間業者と藩とは次のように相違が考えられる。

安政元年閏七月住友から銅座役所あてに差し出した覚に、秋田・南部・別子立川の三銅山から銅座が買上げる御用銅、地売銅方荒銅の値段はさして大きな相違はないが、秋田・南部は藩営銅山であつて

御用銅三ヶ山之内秋田・盛岡銅山之義者、御領主様御手稼ニ付、稼人共并ニ飯米・炭・材木等御領内にて御自由ニ相成、其外稼人足も諸国民之儀ニ付進退方御下知ニ随ひ、自ら銅元付直段格別下直ニ上り可申、殊ニ御国役御同様之由、予矜銅山之義者、右弁利一廉方無之、諸材木・炭薪等ニ至迄茂遠路嶮岨之深山より買求、人歩を以運取候次第、猶又御大身之

御大名様御国役同様の御手稼ト無縁之町人稼方江御見競ニ者難相成義与乍恐奉存候

と述べている。^⑧ 民間業者では銅山運上があるほか、炭木等すべて運上諸役の対象となる資材も領主においては問題とはならず、また運送はじめ労力の徴集雇用等、資材物資の集荷等も経済力以外の権力によってもなし得るし、しばしばその一部分は国役化をもなし得たであろう。鋪方・吹方の組織能力に変化がなければ、「銅元直段格別下直ニ上ル」即ち銅の生産費が安くなることは当然であった。

三光銅山の産銅高は安政初年にはともかくも三〇斤万の請負額をほぼ達したようであり、その後も二〇万斤に近かったであろう。安政二年中に小浜藩の京都詰役人等が住友から請取った銅代金銀の請取証文が六通ほどあって宛名は老分鷹藁源兵衛・三木佐右衛門・古午喜十郎となっている。この合計は金六〇五〇兩と銀一六九貫六六匁で、銅高は三〇万斤に近いであろう。文久二年には藩は住友名儀で日野屋小十郎から銀百貫目と五十貫目を借用しており、引当には若州銅代銀をもってし、明年五月期限返済の約束で、それまでに積み登る銅代銀を住友で銅座役所から請取り元利勘定をすることになっている。

三光銅は嘉永二年三月末家三木佐右衛門が取次人となっておりそれが何年まで続いたかは明らかでないが、住友本家または末家がそれに当たったことはいうまでもない。また、三光銅は住友の一手吹であったが、安政三年十一月住友と西五軒（住友以外の吹屋五軒）で割吹することになり、割吹は翌年から三ヶ年の期限であったのを、万延元年からさらに三ヶ年延長された。

住友の小浜藩への融通は、安政二年には諸方からの調達金を廻銅代をもって返済の約束で用立てており、文久元年には銀三〇貫目を七朱利、明年から五ヶ年年賦返済で、慶応二年には銀二五〇貫目を明年廻銅代をもって元利返済というように貸している。しかし小浜藩への天保以来の貸金の多くは、結局未返済に終わったようである。^⑨

銅山用の炭の取扱について、申四月付の藩の御積方・御用人から渡辺源右衛門に指示した条書がある。申は嘉永元年、

万延元年のいずれかであろうが、内容から考えると後者と思われる。^⑩この条書には

一 銅山用の炭は出炭者から銅山役所へ直納を願ひ出ており、五月一日以後は直納とする。

一 一ヶ年六万俵の見積りて、一俵について銀一厘五毛の割金をもって九〇〇目を銅山役所へ納めることにする。当年は五月からの割合で納めること。

一 炭蔵は役所へすべて貸し渡し、炭蔵に四月二十九日までに入庫した炭は、従前とおりに吹所へ渡し、この炭を渡し終わるまで直納の炭は入庫しない。

一 炭の目方に欠目なく十分に五貫目あるようにし、欠目あれば請取るとき補足させるから、山元へそれをきびしく申し付けること。

源右衛門は炭焼人へ前貸して炭を集荷し、銅山へ納めてきたが、この条書によって山方から直接に銅山役所へ納めるようにし、源右衛門所有の炭蔵なども銅山役所が借上げたのである。しかし源右衛門には一定の間屋口銀は給与されたであろう。一俵につき銀一厘五毛を上納させたのは、運送等も簡単になったゆえでもあろう。ともかく一ヶ年の用炭六万俵即ち三〇万貫目と見積っているが、天保十三年の例では荒銅一〇〇斤の吹立に用炭一四貫七六匁と計算しているから、この割合では用炭三〇万貫で荒銅二〇万斤余となる。ただし、天保年間に比べて鉛性が劣るとなると炭の消費量は増すことになる。

大坂登銅は天保の再開以来、多くは本郷で船積みし西廻航路によった。慶応元年には但馬国井組村船頭助九郎の益吉丸に七〇〇丸（一丸は二〇〇斤）、慶応三年には小浜湊宮津屋儀兵衛の持船に六〇二丸、明治三年には但馬国美含郡竹野村住吉屋次兵衛の持船妙見丸に一〇四箇（箇は丸に同じ）をそれぞれ積んでいる。しかし慶応二年には八千斤と三千二百斤を小浜まで船で運び小浜から陸路で送った例もあった。これは第二回の長州征伐のため下関海峡の通行を避けるためである。渡辺丈男氏所蔵文書に藩の御積方から渡辺源右衛門あての銅の船積に関する二通の書状がある。一通は九月十七日付

で当冬までに是非大坂へ廻銅したく「先比ふ不穩之次第」にて廻船中止のところ最近下関あたりも別条なく商船通行できるよし、小浜町并筒屋三右衛門の客船石州黒杉浦船頭幾多郎の百二十石積み船一艘あると聞き御用座へ届け、明後日銅二百三、四十九丸を積み込む予定で、銅山方も積込に立会うはずゆえ、その旨心得るようにと通達している。源右衛門は廻船の間屋をも営んでいた。この書状は元治元年のもので、下関あたりの不穩な状態というのは四ヶ国連合船隊の下関砲撃ついで第一回長州征伐などによるのである。船頭幾太郎の船は大吉丸で、この年銅二二〇丸を積んで大坂に着いている。他の一通は正月二十六日付で銅積船があまりにおかれており「気色も直りニ付」早く送りたく、来月二十七日頃までに大坂着でないと言支えがあり、急ぎ船を廻わすよう申しやるように述べている。気色も直りとは長州の状況も治まったことを意味し、慶応元年の文書と思われる。

注

- ① 「諸用留 七番記録」(七冊本)
 ② 「年々帳」十四番
 ③ 嘉永四亥卯月「多田銀山詰彦助大坂御本家宛口上書」
 ④ 嘉永三庚戌年改「諸店席順控 支配方」
 ⑤ 「諸用御覧控」三十六番
 ⑥ 「同」三十九番
 ⑦ 「年々諸用留」十五番
 ⑧ 「銅山御用留」二十番
 ⑨ 明治五年六月住友から旧諸藩へ貸した金額の総計算の報告によると、天保以来の分で小浜藩総計元金八三四〇両、利金二六四両が残っていることが知られる。
 ⑩ 渡辺丈男氏所蔵 申四月「条書」

七 維新前後の産銅状況

住友修史室所蔵に「三幸銅月々平均控」、「有物書」と題記した記録がある。

前者は鉾吹・銅吹^{かろみ}・試吹・出来銅高・大坂登銅高・残銅高・買鉛高等を詳記したものである。元治元年十一月から明治二年十二月まで、一ヶ月分ごとに記録されているが、製錬のなかつた月は省かれている。盆前盆後それぞれ半季高寄として半ヶ年分、また一ヶ年高寄として一ヶ年分を集計している場合も多い。また後者は荒銅・焼鉾・鉾・炭木・米・油等や

鋪方・竈方・吹方・鍛冶の諸道具の現在高を、各年度の終りに銅山役所において記録したもので、慶応元・明治二・三年の三ヶ年分が残っている。

そこで、まず「三幸銅月々平均控」のうち元治元甲子年一ヶ年高寄の記載を例示して解説することにする。

子ノ一ヶ年

残 鏈 一八一九荷

焼 三三四三七荷

三六五一二荷 買入(鏈)

計 七二七六八荷

内 払 三五四二四荷 鉋吹

此吹教 八八九吹 一吹に付四〇荷余

三二〇荷 試吹

此吹教 八吹 一吹に付四〇荷

計 三五七四四荷

残 鏈 五二三一荷

焼 三〇七九三荷

合吹数 八八九吹

此 焼 四二三七九二貫

鋸 五八五六貫

炭 一七六二〇〇貫 此俵三五二四〇俵

一吹に付 一九八貫一〇〇目

出来鉾

四一八五貫

一吹に付

四貫七〇七匁

又

一〇二貫 試吹より

五一貫 鑼吹より

三口鉾合

四七九八貫

出来尻

一四九二八貫

一吹に付

一六貫七九二匁

又

二一貫三〇〇目 試吹より

九三〇貫二〇〇目 鑼吹より

三口合

一五八八〇貫三〇〇目

真吹

合吹数

五一吹

銅（平）

一三二九貫三〇〇目

此鉾

四一六六貫

鉾一〇〇貫に付

三一貫八九〇目余

一吹に付

一貫五五八匁余

炭

一七九〇貫 此俵三五八俵

一吹に付

四二貫九〇〇目余

銅（尻・平）合 一七二〇九貫六〇〇目

残鉾

六三三貫

残荒(前年度)

一三七一貫七〇〇目

出来銅

一七二〇九貫六〇〇目

計

一八五八一貫三〇〇目

内 払

一〇一四四貫 為登(大坂へ)

此丸

六三四丸(益榮丸(榮三郎)一〇八丸

内 平

四八丸 益室丸(勘十郎)三〇六丸

尻

五八六丸(大吉丸(幾太郎)二二〇丸

残 銅

八四三七貫三〇〇目

内

六五一二貫(四〇七丸) 本郷蔵

一五〇四貫(九四丸) 銅 蔵

四二一貫三〇〇目 同 裸

まず、残りの鏈と焼とは前年文久三年分から引継がれた鉛と焼鉛であり、これに元治元年分の買鉛を加えて計七一七六八荷となる。一荷は普通一二貫目である。このうち元治元年に鉛吹に当てた荷数は三五四二四荷で、別に試吹に三二〇荷を当てているが、試吹もやはり鉛吹である。

鉛吹と試吹の荷数は、焼鉛四二三七九二貫目と鋳五八五六貫目を合わせた貫目となる。鉛吹の吹数は八八九吹で、一吹は四〇荷ほど即ち四八〇貫目ほどある。これに費消した炭は三五二四〇俵で、一吹につき炭一九八貫一〇〇目である。鉛吹によって鋳四一八五貫目と尻銅一四九二八貫八〇〇目が出来て、また鋳吹によって鋳五一貫目と尻銅九三〇貫二〇〇目が出来た。さらに試吹によって鋳一〇二貫目と尻銅二一貫三〇〇目を製錬している。鋳の合計四七九八貫目と尻銅の合計一五八八〇貫三〇〇目となる。

鍍は真吹によって平銅を製鍊する。鍍四一六六貫目の真吹により平銅一三二九貫三〇〇目が出来て、これに炭一七九〇貫目を使用した。そこで元治元年の出来銅高は荒銅(尻銅・平銅とも)一七二〇九貫六〇〇目、斤数にして一〇七五六〇斤となり、鍍六三三貫目を翌年に持ち越している。

ところで前年分の残り銅が一三七一貫七〇〇目あって、元治元年の出来銅を加えて一八五八一貫三〇〇目となるが、このうち一〇一四四貫目を大坂へ送った。この丸数は六三四、一丸は一六貫目で、船頭染三郎の益柴丸など三艘に船積みした。残り銅は船着場の本郷にある蔵と山元の銅蔵に納められており、これらは十六貫目ずつに包装されていて丸数で示されているが、若干の量が包装されずにあつてこれを裸と注記している。

さて出来銅の内訳は九割以上は尻(床)銅であり、大坂登銅六三四丸のうちでも尻五八六丸、平四八丸の割合である。尻銅は鉛吹によって焼鉛を吹立て次々と焼鉛を加えて床尻に残る尻銅として製鍊したものである。尻銅を主とする銅製鍊は、江戸時代においては日向や飛騨の銅山でその例があるが一般的ではなかった。

さて元治元年以後の「月々平均控」と「有物書」の記録を整理集計して表示する。ただし慶応二年分は盆前半季高寄および九、十、十一の三ヶ月の高寄はあるが、この年の盆後については欠けた月の分があり、また同年分高寄を失っている

鉛・銅・鍍吹高、出来鍍・尻銅高 (貫匁)

年次	焼鉛	炭	吹数	鍍		吹		銅		鍍合計	尻合計			
				の吹炭	出来鍍	の吹炭	出来尻	出来鍍	出来尻			出来鍍	出来尻	
元治元年	429648	172200	889	198.1	4185	4.707	14928.8	16.792	511	930.2	102	21.3	4798	15880.3
慶応元年	402240	166360	838	198.1	461	0.550	15608.9	18.72	230	1142.2	93	29.5	691	16750.9
3	237120	91205	494	184.6	640	1.290	4876.5	10.07		69.2			733	5075.2
明治元年	289440	114560	603	189.9	257	0.426	6503.3	10.08		93.5			426	6596.8
2	181920	68010	379	179.4	61	0.160	4086.8						61	4086.8

* 鍍5856貫目を含む、計35744貫分 ** 吹8吹が加算される

買入・残鏈・残焼鉛高、鉛吹・試吹払高（荷）

年次	買入鉛	残鏈	残焼	計	鉛吹払	試吹払	残鏈	残焼
元治元	36512	1819	33437	71768	35424	320	5231	30793
慶応元	33725	5231	30793	69749	33660		5486	30603
3	19358	12424	35119	66901	19760	280	14242	32619
明治元	24918	14242	32619	71779	24120	80	17380	30199
2	18534	17380	30199	66113	15160		22034	28919

ため、同年分の買鉛高・鉛吹への払高等は不明であり、ただ翌年持越しの残り焼・鏈や旧年分出
来銅高等は知ることができ。

焼鉾は煙害対策として夏盆入り以後は休止して冬春に行なわれるために、それが持ち困いとな
って翌年に引継がれる量が多くなる。慶応に入ると鉾の真吹はいよいよ少なくなり、尻銅製錬だ
けとなって、平銅製錬は殆どなされていまい。出来銅の性合は以前から悪く、大坂においての真
吹銅製錬に吹減は多くなっているが、明治になると山元で吹直しを必要とする悪銅さえかなりの
量に及んだ。出来銅高もしだいに減少し慶応二年以後は殊に甚しかった。

明治二年二月小浜藩主酒井忠禄は藩籍奉還を願ひ出て秋には勅許があり、忠禄は小浜藩知事に
任じ大参事以下が所屬して、藩内政事を執ることになって諸制度の改革が行なわれた。三光銅山
についても十月改革があつて廃止の方針が執られた。これらの事情は彦四郎（菅沼氏）から住友
の老分・支配人にあつた明治三年正月から五月にかけての数通の書状によって窺える。

彦四郎は以前別子に在勤したが、天保十四年に再勤を願ひ出て若州詰めとなつたことは前述し
た。嘉永三年当時は三光銅山詰め手代中では、与兵衛・慶蔵に次ぐ地位であつた。同五年と推定
される子九月与兵衛から銅山改革の方針を指示した本家に対して述べた意見書に

慶蔵儀者幼年より予山出勤ニ而、中途より御銅山江罷越候処、私成丈鋪中諸事申済、追々相心得相
在、彦四郎儀鋪中儀者素より心居候得共、先年より眼氣悪敷、旁以私差支之節者相談等茂可致儀ニ
遣銀御定より通御加増被仰付候儀御願奉申上候

とある。^①慶蔵はもと鉛買方であつて弘化三年佐右衛門出張のとき勘定場を兼役させられたが、与兵衛としては鋪方にも習

鉱山稼行とその周辺（小葉田）

真 吹（貫匁）

年次	鉞	吹数	炭	1吹の炭	出来平銅	鉞100貫目 の平銅	残鉞
元治元	4166	51	1790	42.9	1329.3	31.89	632
慶応元	620	8	280		157.1	25.3	703
3							960
明治元							1029
2							1090

慶応3以後は真吹なし、同年分残鉞の内188貫目は悪銅（吹直しを要する銅）、明治2の残鉞の内195貫目は同じく悪銅

出来銅・登銅高（貫匁）

年次	尻銅	平銅	計	前年分残銅	合計	払（大坂 登）銅	残銅
元治元	15880.3	1329.3	17209.6	1371.7	18581.3	10144	8437.3
慶応元	16751.1	157.1	16908.2	8437.3	25345.5	11200	14145.5
2			3961.4	14145.5	18106.9	11000	7106.9
3	5075.2			7106.9	12182.1	9632	2550.1
明治元	6503.3		6927.7	2014.5	8942.2	7081.1	1861.1
2	4086.9		5694.4	1861.1	7555.5	6639	916.5

明治元、2の尻銅高と計銅高との差違は、吹直し銅がある関係からか、明治元の大坂登銅中の739.1貫目、同2の同じ中に3839貫目の吹直し銅がある。

熟するよう配慮し、彼の補佐役として重んじたのである。彦四郎はもと鋪方の功者で与兵衛も相談相手としたのである。藩営となつてから安政六年に藩の出役人の決定によつて慶蔵は大坂へ引取られて、以後は彦四郎が銅山詰手代中の筆頭人となつたのである。文久四（元治元）年三月彦四郎は上坂し、そのとき家督銀一〇貫目の目録を与えられているから、末家並みとするを許されたようである②。

明治三年三月小浜藩御積方井関三五郎が上坂して三光銅山は近時収支償わぬため廃止することを住友に通告した。この頃になると稼人もしだいに離山し、一六軒八〇人ほどになつた。三月分だけ一人につき黒米一合ずつ救米として与えられることになつたが、衣類や道具類を売食いしたり、銅山を足溜りにし諸方へ出稼して生活しているとある。三月十五日に勤場の廃止を通達されて、御用人田辺太次郎が出役し、有物類は野尻村の土蔵を借用して納め、その中で銅・白炭・緑礬の三種を本郷へ運び売却することにした。なお明治二年十二月の「有物書」によると

製銅 二〇五貫八〇〇目
荒銅 七二〇貫七〇〇目

がある。明治三年三月には九千荷の鉋が焼鉋中であつたが、そのまま中止して囲うことにした。

彦四郎は三月八日付の書状で、本家から三光の稼人を別子で引取り得るような状況でないことを諭告されたことを稼人に伝え、みなこれを納得したと述べ、ただ吹工富之助は天保十二年三光銅山再開のとき移ってきたもので、家族九人あり予州へ帰山を希望しているから召抱えられるように願っている。

三月につづいて四月も黒米一合ずつ一日分とし救米を扶持された。三月井関が上坂のとき、彦四郎は若州に居住を望むことを本家へも願ひ出ているので住友からも藩の引取りを依頼したようである。井関は帰国して四月七日彦四郎等を城内へ召集し、銅山稼人はもと住友から派遣されたものだから休山すれば同家から扶助を受けてよいもので、若州に留住することは差支えないとし、そういう意味のことを大坂で相談してきたが、稼人からも大坂へそれを掛け合うように告げている。しかし彦四郎も四月八日付の書状で、近年は藩営の銅山で働いてきたわけで古関の言分は勝手至極のものとし、「御入用之間、呉々被召遣、今更御見放ニ預候事、如何ニ仕候而茂迷惑之次第」といつている。同年二月にはすでに藩は雇足軽資格のもの百人ほどを解雇しており、銅山勤務者もその中に含まれたが、新に職業に就くまでは捨扶持一人分を給与するということであつた。彦四郎の子もその一人であつたが、他の一人と二人で、ついで彦四郎が代つて子とともに交替で口番所に詰め、山番と山内取締の残務に当たつた。五月には製銅一二箇・荒銅九二箇を但馬の住吉屋次兵衛の持船妙見丸に積み大坂へ送っている。製銅とは真吹銅であろう。五月中旬彦四郎等の主だったものが呼び出され、銅山は再開されぬから各自職業を求めるようにいい渡された。彦四郎は本家から一代限り一人扶持（米一石につき金五兩の積り）を明治三年から扶持されることになった。彼は養子・孫も若州生れで自らも老年となり、小浜に家屋を求め住みつく氣持となつていたことは前述したところである。五月十八日付老分・支配人あて書状で、彼は家督銀利子のほか一代限りの扶持を与え

られたことを感謝して主人への執次を願っているが、「去ル子年より別而結構被仰付」と述べているのは、元治元年の家督銀給与をいっているのである。

三光銅山は明治に入っても経営事情の悪化したにもよるが、政治体制の改替とともに休山となるのである。

（昭和四八、三、三〇稿、同、一一、三〇再稿）

注

① 子九月「泰与兵衛 御銅山改革書之内存寄并御覧申上書」

② 「諸用御覧控」四十一番

付記

昭和四十六年五月二日・三日に前田保治氏と同道し、三光銅山跡を踏査し、大飯町渡辺丈男・村松喜太夫氏所蔵文書を採訪した。この調査に協力を与えられた山口久三・城谷岩太郎・中西則雄の諸氏および所蔵文書の閲覧を許された前記二氏にお礼を申し上げる。また住友修史室所蔵史料は現在まだ整理を完了せず、本論に用いられたものも部分的のものと申すべく、また細微にわたってその典拠をあえて挙げていないことを断っておきたい。

（竜谷大学教授・

Several Problems about the Mine Industry
—A Case Study of *Sanko* 三光 Copper Mine in *Wakasa* 若狭—

by

A. Kobata

Sanko copper mine in *Wakasa* was exploited in the later *Edo* 江戸 era when the production of copper decreased. At first it was in the direct management of the *Obama* clan and produced a lot of copper. But refining smoke and poisonous water of the mine had the ill effects upon the neighbouring villages, it was soon closed.

Tokugawa Bakufu 徳川幕府 re-established the copper guild in 1767 and strictly controlled the copper industry in order to ensure the copper for export. The copper produced in *Akita* 秋田, *Nanbu* 南部, and *Besshi-Tachikawa* 別子立川 i. e. two thirds of the copper produced in Japan was appropriated for the export. The rest of copper was allotted for internal use, but its price was very unstable and sometimes made a sharp rise. As the price of copper for internal use was often much higher than that of copper for export, the production of copper for internal use should increase.

The *Sumitomos* 住友, one of the biggest copper mine operators, were interested in the re-exploitation of *Sanko*, for the copper of their *Besshi* 別子 mine was appropriated for export by *Bakufu*, so that its management was not easy. By the previous experience the *Obama* clan was careful about the re-exploitation, but in order to tide over the financial crisis it permitted *Sumitomo* to mine. *Sumitomo* took various measures to prevent the mine pollution. Though *Sanko* was one of the richest copper mines producing for internal use, it fell in financial difficulties. It was due to the nature of ore, price control of copper guild and the expenses of the measures to prevent the mine pollution. Management organization remaining unchanged, its operator changed one after another, and in *Meiji* 明治 era it was closed at last.